

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第2号)

平成29年9月5日(火曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 斎藤 義勝 議員
 - (2) 白内 恵美子 議員
 - (3) 秋本 好則 議員
 - (4) 森 淑子 議員
 - (5) 広沢 真 議員
 - (6) 安部 俊三 議員
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番桜場政行君、6番吉田和夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。昨日の15番舟山彰議員の一般質問における大綱1問目のエアコンの答弁について、その後の確認事項により改めて答弁の申し出がありましたので、これを許します。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 舟山議員の大綱1問目のエアコンの設置状況について確認したところ、答弁内容に変更がありますので、再度答弁させていただきます。

町内幼稚園のエアコンの設置状況についてです。浄心幼稚園にも熊野幼稚園にもエアコンが設置されており、町内の私立幼稚園には全てエアコンが設置されている状況でありました。大変申しわけありませんでした。今後十分注意してまいります。

○議長（高橋たい子君） それでは、一般質問に入ります。

8番齋藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 齋藤義勝君 登壇〕

○8番（齋藤義勝君） おはようございます。8番齋藤義勝です。大綱1問質問いたします。

水道事業の基盤強化対策を問う。

我が国の水道普及率は97.9%に達し、国民生活にとって最も重要な社会基盤となっており、また、本町の水道普及率も99.9%に達しており、町民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、これら水道施設のほとんどは、日本の高度経済成長期の1960年代から1970年代に整備されたものです。水道管路は、法定耐用年数が40年となっており、現在、その施設の老朽化が進行している中で、管路の更新が思うように進んでおらず、水道管路の経年化率（老朽化）が年々上昇しています。仮に現状の更新状態のまま推移とした場合、全ての管路の更新に100年以上かかる計算になります。

また、これから人口減少社会が到来し、40年後の2057年には、日本の人口は8,600万人程度になると推計されています。近年は節水対策も進化し、それに伴って、水需要も約4割減少すると推計されています。給水量の減少は直接水道料金収入の減少につながり、小規模自治体においては、経営状況の急激な悪化が懸念されています。

さらに、全国約5割の自治体において、給水原価が供給原価を上回る一方で、水道料金の引き上げを行った自治体は多くはありません。十分な更新費用等を水道料金原価に見積もっておらず、このままでは、老朽化・耐震化費用の増大と水需要の減少が相まって、近い将来、急激な水道料金の引き上げを招くおそれがあります。

また、耐震化についても、平成16年6月に厚生労働省から示された「水道ビジョン」の「災害対策の充実に係る方策」では、基幹施設の耐震化率100%、基幹管路の耐震化率100%の施策目標が掲げられ、水道施設の耐震化の重要性が示されていますが、その現実を見ると全国の水道施設耐震化率は極めて低い状況にあり、柴田町の配水池及び浄水施設の耐震化率も依然として低い状況です。水道施設の更新・耐震化が適切に実施されていかなければ安全・安心な水を安定的に供給できないだけでなく、さきの東日本大震災や平成28年の熊本地震における状況に照らしてみてもわかるように、大規模災害時等において、断水が長期化し、住民生活に甚大な影響を及ぼすことは必至です。

そこで、これらに関連して質問します。

- 1) 水道施設の適切な資産管理を推進する上で、欠かすことのできない水道台帳の整備はどうなっているか。
- 2) 本町の水道管の更新・改修工事の設定基準はどうなっていますか。
- 3) 本町の持続可能な水道料金の今後の見通しは。
- 4) 本町内の配水池・配水管の耐震化対策はどうなっているか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、水道事業で4点ほどございました。随時お答えします。

水道台帳は、管路や配水池等の建物の水道施設を管理するための調書と図面を指しますが、現在町では紙ベースで財産管理を行っております。厚生労働省が推奨する電子システム等による水道台帳の整備は実施していませんので、今後は水道管の埋設平面図に、埋設年度、管種、口径、埋設深度などの属性情報を取り込み、電子システム等による水道施設の資産管理に取り組んでまいります。

2点目、町では水道管の更新・改修工事の基準は設けていませんが、老朽管や漏水発生の多い地域を選定し、更新・改修工事を実施しています。今後の更新計画については、漏水発生地区を優先として耐用年数と照合させながら、継続して取り組んでまいります。

3点目、平成27年度に実施しました「水道事業経営基本計画策定業務委託」では、今後10年間は現行の料金体系で純損益がマイナスに転じないと示されております。町においては、供給原価が給水原価を上回っており、財政の均衡は保たれておりますが、今後人口減少による水需要の減少や老朽管の更新・改修工事には費用などの課題がありますので、今年度を実施する「水道事業経営戦略策定業務委託」で、投資計画と財政計画の整合性を検証し、料金改定の時期がくるかどうかも含めて検討したいと思います。

4点目、現在町内には、昭和63年度から平成16年度にかけて建設された船迫配水池、山田沢配水池、馬場配水池及び雨乞配水池の4カ所の配水池があります。いずれも建設時の耐震基準に基づいて施工されております。

また、配水管については、総延長253キロメートルのうち87.6キロメートルが耐震化されており、耐震化率は34.6%となっています。今後の対策として、地震時の伸縮性やたわみを考慮して、継ぎ手や管材を使用して老朽管の更新・改修工事を進めてまいります。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） まず最初に、この水道の台帳の件で、ただいま町長から現在やっている今後台帳に必要な水道管路の取得年度、構造、材質、水量、図面等を記載した電子的なものを今後まとめていくということだったので、早急にやっていただきたいと思います。

それで、まず水道施設の点検について最初お聞きしたいんですけども、水道の場合、どうしても地上と地下に分かれるわけですよね。それで、地上にある機械とか電気、あと計器類、

こういったものは比較的点検はしやすいと思います。それで、これ日本水道協会のデータによりますと、全国で約9割の事業者が地上のものはやっているんですけども、埋設されている水道管路とか、そういったものの点検というのは一応、これもコンクリートとか、あと未舗装のところあると思いますけれども、どういうふうに行っているのかまずお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） お答えいたします。

水道管の埋設の管路につきましては、漏水の多い地区については流量計等を使いまして調査をしております。おのおのの全域についての各自の調査は現在には行ってはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） これことしの3月に公共施設等総合管理計画というのが出されて、これを見てみたんですけども、柴田町の上水道管、管路の総延長が約30万メートル、キロベースに直すと300キロぐらいあるそうなんですけれども、この資料によりますと、この水道事業整備作業というのは、昭和36年あたりから始まりまして、ピークは大体昭和48年から53年ごろでしたけれども、それから30年、40年たちまして老朽化というのが懸念されておりますが、この資料にはことし3月の経年劣化率、そういったもののデータが整備後30年経過した管路は41.9%、300キロのうちね。けれども、法定耐用年数40年以上、これのデータがちょっと見当たらなかったんですけども、これは大体どのぐらいあるのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 老朽管、40年経過しています管路ですが、これについては現在29.6キロ、11.7%ほどになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうすると、11.7%。この管路の経年化率を全国的に見てみますと、ここ10年どんどん進んでいるわけですけども、全国平均でいくと平成18年が大体40年以上経過したのが6%ぐらい。平成26年度で12.1%、柴田町は11.7%ですから、全国平均よりもちょっと低いというふうに考えられますけれども、この本町の劣化率というのは、ここ10年は大体直近でどういうふう経過しているのかちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今後10年の見通しであります、約116.5キロになりまして、率としまして46.0%になる見通しであります。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、現在老朽化した水道管の布設がえ工事というのを毎年やっているようでございますけれども、昨年は今回いただいた資料によると2,200何メートルぐらいですか、大体やったようなんですけれども、ことしの計画、その中には予算とか、あと総距離数、そういったものがあると思うんですけれども、これは大体どのぐらい予定しているのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今年度、平成29年度の老朽管布設がえの予定であります、西船迫、新生町、槻木西と延長にしますと3,358メートル、施工費で1億6,800万円ほど計上させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、今度今まで経年化率のことを聞いたんですけれども、今度管路の更新というか、どのぐらいやっているかということについてちょっとお聞きします。

この管路総延長、柴田町は約300キロぐらいありますけれども、管路更新についての、これも日本水道協会のデータですけれども、全国平均でいくと0.76%。ということは、今後もこのような状況でいくと約130年ぐらい全部更新するのにかかると言われていたんですよね。それで、宮城県の場合ですと、これよりもさらに低く0.52%。それで、全国的なデータからいくと、約下から8番目の低さにこの管路更新についてなっているんですが、柴田町の場合の管路更新率というのは、直近のデータでいいんですけれども、大体何%ぐらいになっているのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 現在データとしてここ6年のデータがございますが、6年の布設がえの延長ですが、1万7,556メートルで、年間約2,900メートルの布設がえを行っております。全長の管路が253キロになります。253キロということで、割合にしますとほぼ1%となります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 柴田町の水道管路が253キロね。はい、わかりました。それで、今1%ぐらいということで、全国平均及び宮城県平均よりは高いというふうに捉えてみたいと思います。

それで、布設がえ工事、これ毎年やっているんですけれども、平成28年度が結構多かったん

ですよね、あの資料を見させていただきますと。9件とかとなっていたんです。それで、何かことしは距離はあるんですけども、何か件数が少ないようだったんですけども、これはどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 平成28年度は8件の工事を発注しまして、2,129メートルを布設がえを行っております。今年度であります、地区にしますと5地区になります。5地区でありまして、計画距離は3,358メートルということで、その地区の延長を伸ばしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この水道管の老朽に伴って、最近やはりどうしても漏水というのが多くなっているんですけども、この柴田町においてやっぱりある程度地区ごとにデータが出ると思うんですけども、この漏水箇所の多い地区、少ない地区というのはやっぱりある程度出ると思うんですよね。それで、地質とか土壌の関係で、この多い地区というのはどこかあるとかという、そういうデータはあるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 多い地区については、漏水事故の発生を鑑みまして、漏水調査等を行っております。現在重点的に行っておりますのは西船迫三丁目、新生町、槻木西二丁目、船岡西、あと久根添地区となっております。そのほかに近年特に多いのは槻木の松ヶ越地区となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 今多い地区を西船迫とか新生町、槻木西とか松ヶ越とか上げていただきましたけれども、この多い原因というのは何か特に考えられるということはあるんですか、この地区はどうして多いか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 西船迫地区におきましては、昭和50年代の船迫団地の住宅造成時に施工しておりますが、給水管について一部鉛管等を使用しております。あとは地盤的に造成のために切り盛りを行って軟弱なところも一部ありますので、そういうものが原因していると考えられております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この漏水に関して、2015年11月ですか、おとし11月に長崎市であった破裂事故、これをちょっと引用させていただきますけれども、このときに長崎市では

1,500世帯が断水しまして、一部の小中学校で給食の調理ができなかったという事態に陥ったとのことでございます。ここの水道管というのは、口径が45センチの水道管を埋設して45年たっていたそうなんです。ですから、40年過ぎていたんですけども、この長崎市というのはオランダ坂、あぁいった歴史のあるまちなんです。

ですから、水道の普及も早く、今でも明治時代の水道管が全体のうちごくわずかですけども、2キロほど残っているそうなんです。そのほかに大正時代や昭和初期のものも多いですけども、2キロしか残っていないんですけども、明治時代につくられた管路は今のところ事故は起きていないということなんです、全然。今でも正常に使っているところなんです。

この結果を見ますと、水道管というのは、ただ単なる法定耐用年数だけではなく、布設された条件や経過年数はもちろんですけども、やはり土壌の状態、また長崎の場合は海も近いでしょうから海水の影響、あと高い低いありますので、水圧の高い低いで差が出ると考えられるんですけども、これを本町の場合は海もそんなにあれですし、坂もそんなにないということで、ある程度均一化されると思うんですけども、この経年劣化率を見る上で、そういったものはどういうふうに考えているのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 経年劣化につきましては、管種によって左右されるところが大きいかと思います。鉄管のようなものでありますと、その塩分なりの成分によりまして腐食が進行するために漏水の発生も早まるものと考えられます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 続きまして、この水道事業にとって大きな指標となります有収率とよく言われますよね。これについてちょっとお伺いしたいんですけども、有収率というのは柴田町であそこの仙南水道事業所でしたか、受水費を払って水を買っているわけですよね。その買った水のうち、料金の対象となった水の比率を有収率と言うと思うんですけども、これが平成23年、これは東日本大震災があったときですけども、このときは82%で悪かったんですよね。それから改善してきてまして、平成27年度有収率は89%に向上しております。

そして、平成28年度はさらに向上して1.6%増の90.72%とよくなっておりますけれども、これ去年が90.72%ということは、10%近く無効水が出ていると思うんです。そして、この無効になった分というのは漏水がほとんどだと思うんですけども、ほかに何かこの有収率に入らないというか、いろんな原因があるんですけども、漏水のほかにもどんなことが一応考えられるかお聞きします。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 無効水につきましては、工事によります泥はけ、濁り水の解消なり、また修繕等、これも漏水の事故発生によりまして修繕等を行います、そういうものの出水の量がほとんどかと思われま。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） それで、この有収率の向上というのは、これ究極の水道事業においては目標だと思わすけれども、今後さらにこの有収率を100%とはいかないですからね、限りなく上げていくための対策とか、そういったものは町のほうではどのように考えているかお聞きします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） この有収率の向上につきましては、やはり漏水が一番の原因でございますので、漏水管の更新・改築が一番の効果と考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） それで、やっぱり有収率の向上にはどうしても漏水が主たる原因を占めるということなんですけれども、この漏水についてお聞きしたいんですけれども、現在漏水検査というのはどのように柴田町ではやっているのかお聞きしたいんですけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。
- 上下水道課長（曲竹浩三君） 漏水の確認につきましては、地区を設定して漏水の調査を委託をかけたままに行ったりもしております。その際は、本管に流量計を設置しまして、その流量と、それとその月の、その対象地区での配水量の相互関係で確認しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 8番（斎藤義勝君） それで、この漏水につきましては、これはどうしても都会のほうは高いんですけれども、東京周辺のちょっとデータを言いますと、東京あたりでは漏水検査を車の通りの少なく、深夜になってから何か専門の音聴棒というんですか、あれ、検査するやつね。そういった人たちが何かヘッドホンを当てて地面に押し当てながらして漏水箇所を検査しているということをお聞きしたんですけれども、この影響もありまして、東京の場合は世界の主要都市の中では特別に漏水率というのが低くて、3.6%なんです。要するに無効率のことだと思わすんですけれども。
- それで、ほかの主要都市の場合、大体柴田町と同じで約10%なんですけれども、これからこの漏水検査においてはだんだん経験者というか、これ技術を要する仕事だと思わすんですけれども

も、減り続けていくことが一応考えられるんです。それで、この漏水検査における柴田町では今後の対策、だんだん高齢化してきて人が現実には少なくなりますから、こういったものはどういうふうを考えているかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議員おっしゃるとおり、やはり職員におきましても、水道に対しての熟練の者が年々減ってきております。それらをカバーするためには、やはり委託等におきましてそれらの調査等を進めていかなければならないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、今度は水道の防食対策についてちょっとお聞きしたいんですけれども、これ大阪の堺市で発表したデータによりますと、水道の改修工事、これを基準を防食対策をやったものは60年から90年、それで、やらないもの、40年、50年前にやったものは40年、50年の間に布設がえ工事をやるようにしているということだったんですけれども、本町では防食対策というのはどういうふうに行っているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 本町における防食対策ですが、管路全体をビニール製で被覆しまして、また弁きょう等におきましても同様の手法を行って防食に努めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） あと、この水道の場合、水質の安全というのが以前から言われているんですけれども、昔は水道管というと、鉛管とアスベスト管というのを使っていたわけです。それで、鉛管は本町で使って、アスベスト管というのは本町で使ったいきさつというか、そういうのはあるんですか。ちょっと確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） その管につきましては、石綿管となりますが、確かに昭和時代に布設している経過はございますが、現時点では全てそれについては撤去しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうすると、全国的にいくとアスベスト管はまだ二、三%ぐらい残るが、本町ではないということなんですけれども、鉛管のほうはまだあると思うんですけれども、これはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 鉛管というのは鉛管……。〔「鉛管」の声あり〕

鉛管については、本管としてはございません。一部給水管、宅地への給水管でございますが、そちらについて残っている地区が若干ございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうすると、配水管から今度個人のところへいく給水管ですか、個人のあれではまだ使っているところがあるということによろしいわけですね。それで、鉛管の場合はどうしてもやっぱり昔使っていたのは、ほかの金属と違って曲げたりなんだりするの加工しやすいですね。ですから、使っていたと思うんですけども、これ現在新設する場合は、現在は使用禁止になっていると思うんですけども、個人の町の施設のところにはもう鉛管はもうないと。そして、個人のところにまだ残っているというふうになっているんですけども、これ何というんですかね、あるところで見たんですけども、住宅の引き込み管に使っている鉛管の場合ですから、例えば塩化ビニール管に変わる場合に、例えば町とか国のほうで補助金制度とか、そういったものはないんですか、ちょっと確認します。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 現在鉛管、宅地への給水管について、鉛管が残っているのは西船迫地区のみと承知しております。それで、現在老朽管の布設がえとあわせましてそれらについてはP P管、ポリエチレン管でございますが、そちらに随時交換しております。

○議長（高橋たい子君） もう一点、補助制度はあるのかどうか。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 失礼いたしました。それらについては補助制度は設けておりませんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、今度水道料金についてちょっと、我々の住民生活に直結するので、お聞きしたいと思います。

これ日本水道協会の2014年のデータですけども、この水道料金というのは全国的にかなり格差がありまして、最も高い北海道の夕張市の場合、一般家庭で月大体20立方メートルぐらい使うんですけども、これですと北海道の夕張市で何と6,841円、最高に安いところ、これは富士山のあります富士河口湖町というところですけども、月額にして1,000円を割って835円となっております。これを年換算にしますと、最大もう7万2,000円の差が出るんですけども、この差というのはどういうふうに、こんなに差があるのかということをお聞きしたいんですけども、この差というのはどういうふうに、こんなに差があるのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） その7万2,000円、大きい格差になります。この料金設定につきましては、その水道事業体ごとに設定しているわけですが、その施設の状況、また住宅の配置関係、さまざま異なっております。その収支の関係で設定しておりますので、一概にはお答えできません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 確かにただいまこの安いところの富士河口湖町あたりは水源も近く、水も豊富なので、そういう浄水設備とか、そういったものに投資する金額が少なくて済むということになると思います。それで、この水道料金のまず決め方なんですけれども、これ水道料金というのは基本料金、それにあと幾ら使ったか水量料金ですよね。基本料金というのは水道管の口径、一般家庭ですと、今は大体20ミリぐらいが多いんでしょうけれども、昔ですと13ミリ、あとちょっと多いところだと25ミリとか使っていると思われまして。

この水道料金のうち、基本料金というのはこれどういうふうに決めているかというのと、どうしても先ほども言いましたけれども、柴田町もほかから水を買っておりますけれども、設備費、整備費、人件費を加えたものを給水人口で割っているんです。ですから、どうしても東京などの大都市では大体1キロメートル当たりに1万人の人口が水道を利用してやっているわけです。

ところが、これが地方都市、柴田町はこの部類に入るかどうかちょっとわからないですけれども、これになってくると、1キロメートル当たりに1,000人ぐらいと。そして、今度逆に過疎化した町村では1キロメートル当たりにもう100人もいない、20人、30人という人が同じ投資した金額の中で水道を使っている計算になる。

ですから、どうしても過疎化したところでいくと水道料金は高くなってしまうと。そして、これから更新もしなくてはならない。だけれども、人口減少もこれがもう徐々に減っていくわけですよ。ですから、やっぱり基本料金というのはこれ常識で考えると、どうしても給水人口が減っていきますから、上げざるを得ないというふうになると思うんですけれども、先ほどの町長の答弁で水道料金については今後検討するということがあったんですけれども、この人口減に対してどういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 給水人口の減少でございますが、これについては全国的に同じ傾向でありまして、やはり当町においても毎年若干なりの年間の給水水量も減ってきております。そのため、それらを解消するためには、やはり経営の投資と、それと効率的な事業の改革が必要になってくるかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、続きまして、水道の経営状態を考えるとよく使われるのが料金回収率ってあるんです。例えば柴田町ですと、水道事業所から受水費を払って年間5億幾らぐらいですか、5億幾らぐらいですよ、払っているの、水代。買ってやっていると思うんです。これを極端な話、料金収入でどれだけ賄えているか。そして、これが料金収入が少なければ、やはり一般会計とかなんかなりから負担をしなくてはならないと、そういうふうになると思うんですけれども、それで、給水原価、要するに受水費プラスいろんな人件費とか、そういったものの給水原価というデータがあるんですけれども、これ町からいただいた資料に出ているんですが、平成24年度はこれ地震の影響で給水原価が276.35円、料金収入に当たる供給単価、これは253円13銭と悪かったわけです。収入のほうが少なく回収率は91%。これは徐々に改善されてきまして、平成27年度は給水原価が239円88銭、供給単価268円40銭と料金回収率がもう100%を上回っていると。これは非常にすばらしいことだと私は思います。普通の民間企業であれば完全な黒字ですか、そういった計算になると思うんですけれども、平成28年度の。

○議長（高橋たい子君） 斎藤議員、残り30秒になりました。

○8番（斎藤義勝君） 平成28年度の給水原価と供給単価は幾らだったのか教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 平成28年度での供給単価は269.25円、それに対しまして給水原価ですが、227.72円になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○8番（斎藤義勝君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4点質問いたします。

1点目、**放課後児童クラブの運営見直しと支援員の処遇改善を。**

全国学童保育連絡協議会が実施した平成29年5月1日現在の県内放課後児童クラブ実施状況調査結果を見ると、県全体では4年生以上の利用者数が2割を占め、クラブの人数規模では20人から45人が最多となっています。柴田町と比較すると大きな違いがありますが、どのようにお考えでしょうか。

国は、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ関係の平成29年度予算を前年度

より約150億円増額しました。予算の主な内容として6項目挙げていますが、柴田町では改善が進んだのでしょうか。

今後の放課後児童クラブの安定的運営や必要な職員の確保という観点から、次のとおり質問、提案します。

1) 柴田町の学年別入所児童数と規模別支援の単位数は、県全体と比較した上で見えてくる柴田町の課題は。

2) 運営費補助基準額が増額されたが、柴田町ではどのくらい増額になったのか。

3) 放課後児童クラブ施設整備費の国庫補助率がかさ上げとなった。また、運営費補助基準額の補助単価は、20人で390万6,000円、36人から45人で最高額の430万6,000円、64人で329万9,000円と人数がふえると単価が下がることから、45人を超える児童クラブの分割を提案する。

4) 新規事業として、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善が盛り込まれている。柴田町でも勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を提案する。

5) 従来からの放課後児童支援員等処遇改善事業の見直しも盛り込まれている。柴田町では、常勤職員を配置するための追加費用補助290万4,000円を活用しているか。

6) 障害児受入強化推進事業の充実では、職員1名加配に加え、障がい児を3人以上受け入れる場合に、追加で職員1名を加配するための補助が拡充された。柴田町で該当する児童クラブはあるか。

2点目は、臨時の後に「非常勤」を入れさせていただきます。

2点目、**臨時・非常勤職員の処遇改善の推進を。**

平成26年7月4日に、総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」が発出されてから3年が過ぎました。柴田町では、この通知を受けどのように対応したのでしょうか。

また、臨時・非常勤職員の交通費は費用弁償的性格を有し、働き方改革のプログラムの中でも、通勤手当を支払わないのは不合理な格差に該当すると指摘されています。支払わないのは労働契約法第20条に抵触するおそれもあることから、早急に支給することを提案します。

東京都荒川区では、処遇改善のため、非常勤職員の職の階層をつくり、昇格することにより給与額を引き上げる方法を実施しています。経験が生かされ、働きがいもアップすることから、柴田町でも導入すべきと考えます。

早急に臨時・非常勤職員の処遇改善が必要と考え、次のとおり質問、提案します。

1) 通知では、再度の任用についての基本的な考え方として、「同一の者が長期にわたって

同一の職務内容の職と見なされる臨時・非常勤の職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や、臨時・非常勤職員としての身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあることに留意が必要である」と指摘している。どのように解釈し対応したのか。

2) 通知では、再度の任用における任期の設定等について、「再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない」「募集に当たって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、(中略)均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる」と指摘している。柴田町の現状はどうなっているのか。

3) 平成28年10月から、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が施行された。柴田町でも早急に適用拡大の実施を提案する。

4) 臨時・非常勤職員へ交通費を支給することを提案する。

5) 荒川区方式を導入することを提案する。

3点目、子ども読書活動推進に「うちどく」や子ども司書の導入を。

8月6日に、福島県国見町において「福島子どもの読書活動推進フォーラム」が開催されました。主催は福島うちどくネットワークで、内容は保育所や小学校で取り組んでいる「うちどく」の事例発表や、子ども司書育成の報告、パネルディスカッション、基調講演がアンドリュー・デュアー氏の「子ども読書推進の現状について」、特別講演が柳田邦男氏の「本の楽しみ、心の発達～読書は豊かな人生の礎～」と、盛りだくさんの充実した一日でした。

今後、柴田町では「うちどく」や「子ども司書」についてどのように取り組むお考えなのか伺います。

1) 町内で子ども読書活動推進にかかわっている方に、8月6日のフォーラムの案内を行ったのか。

2) 国見町の子どもの読書活動推進は、保育所・幼稚園から小学校、中学校へと一貫して行われている。参考にすべきでは。

3) 町内で「うちどく」に取り組んでいるところはあるか。

4) 「うちどく」について、今後どのように取り組んでいくのか。

5) 子ども司書について、今後どのように取り組んでいくのか。

4点目、公共施設建設への補助金や寄附金の活用を最大限に。

滝口町長は、今後建設する公共施設として図書館、総合体育館、学校給食センターを挙げています。財政状況が逼迫する中、いかに町の持ち出しを減らすことができるかが最大の課題です。そこで、どのような補助金があり、寄附金が活用できるのか伺います。

- 1) 図書館建設に活用できる補助金は。
- 2) 総合体育館建設に活用できる補助金は。
- 3) 学校給食センター建設に活用できる補助金は。
- 4) 3つの事業に対するふるさと納税が少ない現状だが、その原因は。
- 5) ふるさと納税以外に活用できる寄附金は。

以上です。答弁はゆっくりお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、2問目町長、3問目教育長、4問目町長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の放課後児童クラブで6点ほどございました。随時お答えをいたします。

まず、現在柴田町の5つの児童クラブの学年別入所児童者数の合計は、調査基準日である5月1日時点で申し上げますと、1年生が106人、2年生が86人、3年生が76人、4年生から6年生が5人で、合計273人が登録しています。

なお、4年生から6年生の5人については、障害をお持ちの児童でございます。

次に、規模別支援の単位数ですが、5カ所の放課後児童クラブがそれぞれ1つの単位として運営しておりますので、単位数としても5単位となります。それぞれの登録児童数ですが、船岡放課後児童クラブが83人、槻木放課後児童クラブが69人、船迫放課後児童クラブが63人、東船岡放課後児童クラブが48人、西住放課後児童クラブが10人となっております。

県全体と比較すると、傾向として柴田町の放課後児童クラブは、規模的に1単位当たりの入所児童数が多い傾向にあること、また、4年生以上の児童の受け入れが課題となっていることです。

2点目、運営基準が増額されたということですが、平成29年4月1日、国の放課後児童健全育成事業の実施要綱の一部改正があり、子ども・子育て支援交付金における当該事業の補助基準額算定のための基本額並びに開所日加算額、長期休暇等分加算額が増額されました。

5つの放課後児童クラブの平成28年度の支出総額は2,507万4,000円で、その補助基準額は1,678万5,000円でした。平成29年度は、平成28年度の支出額をもとに試算すると、補助基準額

は1,760万9,000円となり、基準額の増加額は82万4,000円で、実際に市町村に交付される交付金は、その額の3分の2の54万8,000円となる見込みです。

3点目、今回柴田町の放課後児童クラブに議員ご提案の分割を取り入れた場合、船岡放課後児童クラブが40人の2単位、槻木放課後児童クラブが35人の2単位、船迫放課後児童クラブが32人の2単位という規模になります。平成29年度の運営費補助基準額を平成28年度決算額で試算したところ、平成28年度の運営費総額は2,507万4,000円、補助基準額は1,678万5,000円で、実際に交付された金額は1,119万円でございます。これを分割した運営で改めて試算をしてみますと、運営費総額は、人件費がふえまして3,227万4,000円、補助基準額2,465万5,000円で、実際に交付される金額は1,643万6,000円となります。

これを比較すると補助金は524万6,000円増加しますが、一方で町の持ち出し分が720万円ふえるということになります。つまり、分割することにより、現状よりも1単位当たり2人、合計6人の職員を増員しなければならないため、補助額の増加分より支出額のほう、持ち出し分が大幅にふえてしまうという問題点がございます。

県の担当課からは、支援の単位を単に分割する場合に、補助金の増額目的だけで同一クラブ内を2つに分割することについては、国は認めないという指摘がなされています。2つに分割することで、さらなる定員の増加を図る必要が生じ、そうすると、分割後に新たなスペースを確保しなければならない問題に直面します。

白内議員の提案に当たっては、今後一般財源の持ち出しが増加していき、新たな保育士等の確保をしなければならない。さらには、現在でも空き教室がないのに、さらに分割してスペースをどう確保していくか、大きな問題があります。

4点目と5点目は一緒に答弁をさせていただきます。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」は、経験年数や受講した研修に応じて賃金等の処遇を改善するための補助金です。また、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の追加費用290万4,000円の補助については、常勤職員の給与・賃金改善経費のみに補助するものでございます。

いずれも放課後児童支援員の賃金等の処遇改善を図るためのものですが、これらの補助事業は、あくまで給与・賃金等の処遇改善が急務である社会福祉法人などの民間団体が運営する放課後児童クラブが対象になるもので、本町のように公設公営の放課後児童クラブには該当いたしません。

6点目、町内の放課後児童クラブに入所している障害を持った1年生から6年生までの児童

は9人おりますが、そのうち、1施設に3人以上を受け入れている施設は、船岡放課後児童クラブ1カ所でございます。

この障害児受入強化推進事業は、障害児受入推進事業の対象となっていることが条件であり、3人以上の障がい児を受け入れる場合に、常勤職員以外に障がい児の受け入れに必要となる専門知識等を有する放課後児童支援員等を2人以上加配することが補助要件になります。

この専門知識を有する職員という定義は、県などが行う放課後児童支援員資質向上研修会等への受講が必要となり、この研修を県では今年度から実施する予定となっており、残念ながら現時点においてこの研修を修了した者がございません。保育士の確保さえかなり厳しい状況にありますことから、今すぐ障害児受入強化推進事業を活用するのは難しいと考えております。

続いて、大綱2問目、臨時職員の処遇改善です。5点ほどございました。

1点目、平成26年7月4日付の総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」の任用根拠の留意点によりますと、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員の任用について、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態となることは避けるべきであるという理解から、再度の任用について同一の者が長期にわたって同一の職に繰り返し任用されることのないようにしております。これまでも法に基づき1年を超える雇用は行っておりません。

2点目、再度の任用における任期の設定については、町の方針としてできるだけ多くの方の雇用機会を確保するために、一定の空白期間を置く運用をしているところです。これは以前より町の判断として空白期間を定めているものです。募集に当たっては、お知らせ版やホームページの掲載、公共職業安定所への求人申し込みなど、できる限り広く募集を行っております。

3点目、雇用保険の拡大ですが、平成28年10月より「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行され、短時間労働者への被用者保険の適用拡大が実施されました。

被用者保険の適用は、柴田町の非常勤職員が対象となり、健康保険料及び厚生年金保険料を労働者本人と事業主がそれぞれ折半して負担し、日本年金機構へ支払うことになります。適用の条件は、週20時間以上の労働時間であること、賃金の月額が8万8,000円以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、学生でないこと、従業員501人以上の企業であること、5つの条件全てを満たすこととされておりましたが、平成29年4月1日、ことしですね、4月1日から全ての地方公共団体が、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の適用の対象となりました。現在、非常勤職員については、1年以上の雇用期間を定めて任用しておらず、適用条

件を満たさないため、保険適用外となっております。

今回は臨時職員ですが、臨時・非常勤の募集に当たっては、通勤手当の支給をしていない勤務条件ではありますが、柴田町は、これまでも説明してきたとおり、交通費も含めた賃金設定をしておりますので、改めて通勤手当の支給は考えておりませんが、今後の賃金改定や近隣の状況も見ながら処遇の改善を考えてまいります。

5点目、荒川区方式でございます。

荒川区は、平成19年度に人事戦略構想を策定しており、その中で象徴的な施策が「非常勤職員の処遇の改善」であります。具体的には、能力と経験にあわせて現在6つの階層を設定し、報酬額は17万2,700円から32万1,000円までと上位の階層の報酬を高くしております。

柴田町における非常勤職員は、正規職員が行う業務の補助的な業務を行っておりますが、荒川区の非常勤職員は、医療やまちづくりなど多様な専門分野で正規職員と同様の起案や財務システムの入力などの業務を行っております。経験がふえると仕事のレベルが上がり、さらに職責もふえることで難しさもあるようです。

非常勤職員の行う業務について、荒川区は「専門的」、柴田町は「補助的」と性質が異なりますので、柴田町では荒川区方式の導入は考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 3問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員の大綱3問目、「うちどく」と「子ども司書」についてお答えします。

1点目、フォーラムの案内についてです。

8月6日に開催されました「福島子どもの読書活動推進フォーラム」は、昨年度末に設立した「福島うちどくネットワーク」の主催で実施された事業です。この事業は、「子どものゆめ基金助成活動」の支援で開催され、福島県の子どもの読書推進活動のさらなる推進を図ることを目的としていたことから、福島県内の方が対象とされていたものであり、案内は行いませんでした。また、当町に対しても案内はございませんでした。

2点目、国見町の子どもの読書活動推進についてです。

貴重な情報をありがとうございました。福島県国見町の子どもの読書活動推進は、教育委員会の推進計画で体系化した推進方策を行っており、例えば小学校では読書タイム、全校読書週間、家読カードなど、具体的な取り組み方法を挙げ実践しているようです。

当町におきましても、第3次柴田町子ども読書活動推進計画の中で、「しばたの未来をひら

く読書の力」を基本理念に、習慣化に向けた活動を進めるため、家庭や幼児施設、学校における取り組みで毎年度重点目標を設定し、それぞれの子ども読書活動推進実施機関において工夫をしながら活動しております。小中学校における取り組み事例のほとんどは本町でも実施しておりますが、国見町のように具体的な取り組み方法の統一はしておりませんでしたので、今後、柴田町子ども読書活動推進会議において検討していきたいと考えております。

3点目、町内の「うちどく」の実践についてです。

2点目で述べました第3次柴田町子ども読書活動推進計画の中で、読書の習慣化に向けた活動を進めるため、家庭における取り組みで毎年度重点目標を設定しておりますが、その中に「家族読書の推進」の項目を設けております。この「家族読書の推進」は、「うちどく」と同じ意味合いで表現したものであります。方法は違いますが、それぞれの子ども読書活動推進実施機関において実施していただいております。

また、お知らせ版やホームページでも紹介しておりますが、平成26年度より毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲームデー」として制定し、家庭における読書や家庭における過ごし方ルールづくりなど、家族間のコミュニケーションを深めるための取り組みの推進に努めております。

4点目、「うちどく」の今後の取り組みについてです。

今後につきましては、「うちどく」を含めた家庭での取り組みの推進を図るため、毎年、小学校3年生と5年生、中学2年生、そして保育所と幼稚園の年長児の保護者を対象に実施しております読書活動を推進するためのアンケート結果の活用の仕方や、家族読書推進の活用状況などを紹介する全戸回覧のチラシの作成と配布、また、読書支援活動の報告の活用について検討するなどして啓蒙を図ってまいります。

5点目、「子ども司書」についてです。

子ども司書の役割は、友達や学校、家庭や地域において、読書の楽しさ、すばらしさ、大切さを伝えるリーダーとして活躍することです。

現在、町内の小中学校には、図書館と同じシステムを導入しており、学校図書館司書や司書教諭の指導のもと、図書委員が貸し出しなどの業務を行っております。また、全ての学校ではありませんが、給食時間におけるブックトークやお薦め図書の放送による紹介、上級生による下級生への読み聞かせなどを行っており、子ども司書につながる活動に取り組んできております。

子ども司書については、図書館内でも検討課題になっておりましたが、主な活動場所が学校や地域となることから、学校側、地域子ども会育成会などとの連携が重要であり、司書につい

でのノウハウを習得するための講習の日程や場所、司書としての地域での活動、図書館での活動時の交通手段など、詳細を検討しなければならないと考えております。

今後は、当町での子ども司書につながる取り組みを継続しながら、子ども司書を実施している市町村の情報を収集するなど、実現に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 4問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 公共施設建設への補助金や寄附金の活用を最大限にということで、5点ほどございました。随時お答えいたします。

最近の図書館をつくった場合の補助金、交付金の活用例に関しましては、社会資本整備総合交付金や森林・林業再生基盤づくり交付金、また、過疎債などを活用して建設しているところがございます。文部科学省には、直接図書館建設の補助金は見つかっておりません。

2点目、総合体育館の活用できる補助金ですが、都市公園事業、都市再生整備計画事業、学校施設環境改善交付金があり、本町において現実的に活用できるものとしては、学校施設環境改善交付金が考えられます。

学校施設環境改善交付金に屋内総合スポーツ施設の新築及び改築に対して交付される事業があり、補助対象面積は、床面積4,000平方メートルが上限となっております。

なお、交付対象事業の算定に当たっては、平米当たりの基準単価が示され、交付金の算定割合は3分の1となっております。

学校給食センターですが、文部科学省が所管する「学校施設環境改善交付金」が該当し、この交付金メニューに「学校給食施設整備事業」があります。学校給食施設の新増改築に対して交付され、交付金の算定割合は、新増築の2分の1、改築で3分の1となっています。県内の給食センター建設事業では、PFI方式やDBO方式など整備事業方式の違いはありますが、学校施設環境改善交付金を活用した事業となっております。

4点目、ふるさと納税が少ないと。

ふるさと納税制度は、寄附金という形で生まれ育った「ふるさと」や自治体のさまざまな取り組みを応援する仕組みとして創設されました。一方で、自治体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付については、全国的に自治体間の競争が加熱し、一部の自治体において制度本来の趣旨に反しているのではないかと指摘もありました。寄附してくださる多くの方々には、その地域が提供する魅力ある「返礼品」をもって寄附先の自治体を選択し、応援していた

だいているのが実情であります。

本町におきましても、平成28年度寄附金のうち、特定の使い道を指定しない、いわゆる「自治体にお任せ」というのが半数以上を占めており、寄附して下さる方々の多くは寄附金の使途目的に余りこだわっていないというのが原因と捉えております。

5点目、地方自治体への寄附金は、個人や企業が行うふるさと納税以外の手段でも町民や企業等の自発的意思により、使途を特定しない寄附が行われれば一般寄附として、使途を限定した寄附が行われれば指定寄附として収入できるものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時5分再開いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に、放課後児童クラブについてです。

答弁では、船岡、それから槻木、船迫放課後児童クラブが特に人数は多いんですが、県と比較して人数が多い4年生以上の受け入れが課題という答弁でしたが、この課題をどのように今後解決していくお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今現在船岡、槻木、船迫、そこの放課後児童クラブはかなり定員を大きく上回る、それで1年生から3年生を受け入れしておりますが、現在その放課後児童クラブを拡張という形をしなければならないと思っておりますが、学校の今余裕教室を使わせていただいております。

ただ、今余裕教室もなかなか難しいという話もございますが、再度学校と協議させていただいて、余裕教室が生まれるかどうかもう一度協議して、それでもなかなか難しいということになった場合は、今後の児童数の減少並びに公共施設等総合管理計画のこともございますので、それを踏まえて中長期的な視点で見ますと、プレハブ等の仮設的な建物で対応して定員をふやして、まず1年から3年までを定員をふやして、受け入れ体制を確保して図った上で4年生も

受け入れを検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） まず、学校とは十分に話し合っていたらと思うんですが、それでもやはりうまくいかない場合のプレハブなんです、プレハブにする場合に分割を考えたらいかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 当然プレハブに増設した場合に分割を考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 答弁では約200万円増になるということだったんですね。それであれば、今の子どもたちの状況を見ると、本当に狭いところに押し込められていて、これが子どもたちの放課後の居場所かと思うと、本当にかわいそうになってくるんですね。もっと伸び伸びと自由に遊ばせてやりたいので、分割も含めしっかりと検討していただきたいと思えます。

それで、放課後児童支援員の有資格者というのは何人いるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今年度、今受講中でございますが、それを含まないと、ちょっとお時間ください。後ほど。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 5年間で全員が資格を取得するように考えているのでしょうか。そこには非常勤職員はどのような形になるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 実は県で主催しております放課後児童支援員の研修につきましては、毎年5人という枠がございます。その5人は、今現在放課後児童クラブに携わっている者が4人、あともう一人がその他常勤職員ということで、非常勤職員のほうに枠がないんですね、今のところ。5人ということで、柴田町は放課後児童支援員の研修の枠を指定されております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 非常勤職員は一人も研修を受けなかったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） そのとおりで、枠が全然与えられておりませんので、常勤職

員のみということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 児童クラブの場合は、非常勤職員が人数も割合として多いですね。その人たちの力で成り立っていると思うんです。そこに専門的な研修は早急に必要だと思うんですが、常勤職員が優先されなければならないんですか。正規、正規。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 正規職員について、最初放課後児童支援員という資格を取らなければならないということになっております。非常勤職員については、補助員という形になります。放課後児童支援員の補助員という形で、望ましい研修は放課後コースというのがありますが、それについては県のほうではやっておりません、今の段階では。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この支援員の資格というのは、結局処遇改善にも本来つながるものだったはずなんですよね。そうすると、いつまでたっても柴田町は無理なんですか。正規職員が5人ということであれば、いつになったら非常勤職員が受けられるようになるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今の新子育て支援法では、平成31年度までの経過措置ということで、子育て支援員の資格はなくても正規職員が支援員の役割を担うことができるようになっていきますので、平成32年度以降に県のほうでどのように考えていただけるかどうかで非常勤職員のほうが受講できるかと考えております。

あと、先ほどの支援員の人数でございますが、今のところことしを含めて、取得予定も含めて15名でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 平成32年以降はどのようになるわけですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 平成32年度以降については、支援員の資格がなければ、支援員の研修を受けてなければ支援員という資格認定はされないということでございますので、平成32年度以降については、正規職員は必ず支援員を持っていないと放課後児童クラブの配属にはなれないということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 非常勤職員はどうなりますか。

○議長（高橋たい子君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 非常勤職員は、先ほど放課後コースということがございましたが、それは研修を受講するのが望ましいという形になっておりますので、今のままでも構わないということでは平成32年度以降もなっておりますが、できるだけ平成32年度以降、県の研修の機会がどのようになっていくかで非常勤職員についても派遣させていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは、県の研修、県に頼るしかないんですか。町単独ではやれないんでしょうか、研修を。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 昨年度、家庭的基礎研修をやらせていただいたんですけども、あの研修とはちょっと中身が全然違って、高度な内容というか、ちょっと範囲が広いので、県のほうでもなかなか年1回しかしておりませんので、町でやるのもなかなかちょっと難しいかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 非常勤職員が資格を有することで、処遇改善につなげることは可能だと思うんですね。ですから、非常勤職員のためにも早く研修の機会を設けたほうがいいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 県のほうに研修の機会をふやすように要望していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 支援員として5年間勤務した非常勤職員は、再雇用ということを考えていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 支援員の補助員という形だとは思いますが、5年間が今町で定められている期間だと思えます。今のところ5年経過しますと、1回雇用が切れまして、そこで今の規定ですと、町では半年置いて再雇用という形になるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 次の質問とも関係はしているんですけども、ただ、児童クラブの支

援員、指導員よりは支援員と言いたいんですが、5年間せっかく経験を積んで、それで町が手放してしまうということに対して、子ども家庭課長はどうお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町の中で決めさせていただいておる期間でございますので、その5年間という形で守らせていただいております。やはり半年置いていただいて、すぐまた雇用という形をとらせていただいておりますので、なるべく半年たったらまた働いていただくようお願いしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現場では毎年人手不足で大変だと思うんですね、職員の確保に。それなのに、半年置くと。半年置いた後に実際にまた戻ってきてくれる方っているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 実際ことしの3月で5年を迎えた方がいらっしゃいました。再度10月からお願いできないでしょうかということをお願いしましたら、ええ、大丈夫ですということで、そういう方もいらっしゃいました。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 半年で戻るとなると、その間就職できないですよ。結局普通はやめた方はやはり働かないわけにはいかない方も多いかと思うので、どこか職を探し、そこでやっぱりまさか半年たったのでやめますもできないので、そのまま働き続けるかと思うんですね。ですから、大切な人材をこの空白期間を置くことで児童クラブの職員も失っていると思うんです。

次の質問にいきます。

臨時・非常勤職員のことなんですけれども、先ほどの答弁では、町では空白期間を置いている、だから、1年、5年ですかね、5年の人もいますよね、たしかね。1年を超える雇用は行っていないということなんです、この通知はどのように受けとめたんですか。総務省自治行政局公務員部長通知、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 先ほど町長答弁にもありましたとおり、常勤職員と同様の形態にならない。無期限で働くことのないように気をつけなさいということですので、これまでどおり法に基づき1年の雇用としているという考えです。ただし、1年で更新が5回までとかというのはあるんですけれども、ケースによっては特別な事情があれば5年を超えて改めて雇用をす

るという考えは間違っはおりませんので、今後そういったことも視野に入れていきたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この通告の2番目に入れておいた通知の中の再度の任用における任期の設定等についてのところですが、もう一度読み上げますが、「新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は、地方公務員法を初めとした関係法令において存在しない」というふうに総務省では言っているわけですよね。そうすると、むしろ空白期間を置くことって何なんですか。必要ないんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 多分この通知の中身は、空白を置く理由がそれぞれあると思うんですね。連続雇用になればその雇用の形態が若干変わってきますから、それを避けるために設けているのではないかという批判が一方ではされています。

ただし、町長答弁にありますとおり、柴田町独自として、柴田町で働きたいという方の雇用機会を確保するために町としては以前からしてきているんですね。当然採用するときには競争試験、または選考に基づいて採用することになります。そうしますと、例えばきのうまで働いていた方が年度切れました、新たに募集をしたときにこの方もいらっしゃいます。全く経験のない初めての方もいらっしゃいます。

そうしたときに、その選考の際に、この職種で必要だと思ったときに、どうしても前年の人に恣意的にやるわけではないんですけれども、ああ、こちらのほうがいいだろうなという判断をゆがめるというんですか、そういったことも避けるという意味で、これは柴田町独自として空白期間を置くことで、多くの方が雇用の機会を確保できているというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 雇用の機会を確保できているという考え方が一つにあり、結局は5年間の経験を無にしてしまう。特に保育士や児童クラブで働く人、司書のように専門知識を有する人を手放してしまっているというのがありますよね。現場では毎年本当に採用に苦労していますよね。本当に見ていて気の毒だなと思うのは、保育所の所長さんなんかもう本当に秋ごろからずっと誰かいないか、誰かいないかということで、本当に何か本来の仕事がやれないくらい大変な思いをしていると思うんです。それって、この空白期間を置くというのをやめれば、別に働きたい方は働き続けられるんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 本来は地方行政、正規職員が全て賄うということが原則だと思います。構造改革、財政改革等々でどの自治体も正規職員採用をやめてきていました。しかし、社会需要が人が減った以上にふえています。そのために、臨時的非常時の職員ということで、非常勤職員をお願いしているんですけれども、臨時非常勤ですね、お願いをしているんですけれども、本来は正規で賄うべしということなので、やっぱり今後はこういった社会の需要を見て非常勤じゃない、もしかして期間を定めて解決する問題があるのであれば、柴田町取り入れていますけれども、任期付職員の採用ということも一つの考えにあると思います。

経験者を失うんではないかという、確かにそのことはちょっと心配をされる場所なんですけど、本来は正規職員で全て賄うということを目指すのが一番いいんですけれども、多分柴田町の事情もご理解いただけるとと思いますので、必要があれば任期付職員の幅を広げる、その働き方をちょっと幅を広げるということも考えていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 任期付職員の前に一つ伝えておきたいことがあります。これはご存じかと思うんですが、総務省による地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査、2016年4月1日現在によれば、空白期間を置く自治体は約半数だそうです。半分の自治体がもう空白期間やめているんですね。柴田町がそれにこだわる必要ないんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 統計の数字として半数やめているということなので、引き続き半数は残っているということになるんだと思います。これ各自治体の事情もありますので、ただその数字を見て柴田町もやるべきだということについては、今やりますというお答えは準備しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、通知では、年金や健康保険、時間外労働と休暇・休業等についても適用労働法制を徹底することが強調されていますが、柴田町ではどのようになっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） これ同じようなお答えになるんですけれども、本来は正規職員で全てやるべきだということだと思います。

ただ、今や臨時・非常勤がふえている、多くなっているということ、これ全国の自治体でも7割強、多分そうだと思うんですけれども、そういったことがあって、働き方改革も踏まえて

同一労働、同一賃金、そういったことの中から雇用保険の関係、それから休暇の関係、待遇改善するべきだというふうに言われているものだと思います。

柴田町は、非常勤については賃金の改定ということで、今のところは働いた役務によって反対給付ということで賃金をお支払いするんですけれども、賃金の改定、そういったことの改善に今努めているというところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方に関する研究会報告には、支給すべき手当として時間外勤務手当、通勤手当、退職手当、期末手当を挙げています。柴田町ではどうなっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 正規職員には給与、諸手当を支払うべきである、支払わなければならないというふうに上位法では決まっております。非常勤の方々については、そのような規定が当てはまらなないと。あくまでも常勤職員ということになります。そこのところをちょっとご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 支給してはだめとはどこにも言っていないんですよね。ですから、総務省のあり方に関する研究会報告でも、支給すべきであるというふうに提言しているわけです。それが今柴田町ではできないでいる。確かにお金がかかりますからね。それで、1つの方策として、先ほど課長が答弁なさった任期付職員なんです、今任期付職員は何人になっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。（「後からでも構いません」の声あり）
後ほど答弁をさせます。

再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 現在保育士や司書など任期付職員で採用しているかと思うんですが、任期は何年になっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 柴田町は3年としております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 3年にしているところもあるかと思うんですが、専門的な知識、経験を有する者という見方をすれば、5年以内ということになるんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） では、ただいまの件にお答えする前に、先ほどの人数のほうをお答えします。済みませんでした。23名です。

任期付職員の採用の考え方だと思うんですけども、柴田町が取り入れてきたときには、たまたま公設公営の保育所について民営化という話も、民営化、民間委託という話の時代でしたので、期間を定めて、社会情勢がどう変わるかわかりませんので、3年という期間を定めていますので、任用の条項が違っているんです。

専門的、高度な専門になると学者とか医者、これは5年とかという期間も定まってきます。さらに、上位法の3条2項では、専門的知識があれば5年ということはあるんですけども、柴田町については、別条立ての4条のところの任期3年という期間内に業務が終了するという考え方から、これまで3年として採用をしてきております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後見直しも必要なんではないですか。保育士や司書も本当に正規職員と変わらない内容の仕事をしているわけですから、そうすると、それはあくまでも専門的な知識、経験により、特に経験がある人という形で司書なんかも採用していますよね。そうすると、そこを考慮すれば、3年ではなくて、私は5年だと思うんですね。ほかの資料を見ても任期付採用法第3条第2項によれば5年となっているので、検討していただきたいと思います。この任期付職員の増員計画はありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 先ほどの非常勤の職員とその扱いとかありますけれども、定員適正化計画の中で人数は定めていますので、以前町長答弁、別の会議でお話ししていますけれども、計画はあるものの、必要があるときには若干その数字が上がったり、採用者がいなければ低くなったりするので、それを繰り返すというお話をさせていただいています。定員適正化計画については、最小限ぎりぎりの定員適正化で定めておりますので、現場の需要、要望を確認しながら、当然減らす方向は一切考えておりませんので、できるだけ採用したいという考えで今募集をしているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 任期付職員になると、この非常勤職員からかなりの処遇改善になると思うので、やはり必要な人たち、本当に柴田町にとって必要な人たちを手放すことのないようにしていただきたいと思います。

通勤費のことなのですが、交通費を含めた賃金となっているという答弁が最初にあったかと思うんですが、それって幾らぐらいを考えているんですか、一人ずつ違うわけじゃないですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） この話も以前から会議で話題になっているかと思うんですけども、仙南町村会の総務課長会議で、臨時・非常勤職員の賃金の話、それから交通費、手当の話も話題にはなるんですけども、別に仙南町村会で統一する見解を持つ必要はないんですけども、これまでも情報交換してきていますので、この枠組みを崩さないで進めていきたいというふうに思いますけれども、時間給単価、一つ基準になるのは宮城県の最低賃金が基準になろうかと思えます。そこの差額の部分については、柴田町の独自の考え方で、決して宮城県の最低賃金を上回る必要はないと思うんですけども、これが全体として宮城県の考え方が示されますので、できる限り宮城県の最低賃金単価を下回らないように以前から工夫をしてきているところです。

あとは新規採用職員の採用時の時間単価というのも当然出てきます。一般職、それから保育士、保健師含めて初級、中級、上級とありますけれども、そういった正規職員の時間単価を超えないように、その辺のバランスをとりながら積算しているんですけども、多分交通費分と言われれば、今今見れば数十円単位で加算されているという数字になっていると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 交通費については、旧自治省が1996年3月13日付で各自治体に非常勤職員の通勤費を実費弁償として支給してもよいと通知しているんですよ。もう20年以上も前に通知しています。国ではもうとっくに交通費の支給はしているかと思うんですが、やはり仙南地域で払っていない自治体がお互いに、ほかが払ってないからいいみたいな形でやられると、本当に本人たちは困ると思うんですよ。柴田町の場合、町内からの職員も多いかとは思いますが、遠くから来ている方はどこからで、どのくらいかかるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 多くは町内に居住されている方ですが、仙台市、名取市、仙台市は2人おります。一番遠いところで仙台市です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 仙台市の方は交通費もかかるし、時間もかなりかけて柴田町に働きに来てくれているわけですよ。そこは本当にきちっと実費弁償という形でかかる分しっかり払

うというのが当然のことだと思うんです。今民間で交通費払わないなんていったら、ブラック企業と言われませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 違う意味でブラック企業、残業の話はよく耳にしますが、交通費だけではなかなか捉えるのは難しいのかなというふうに思います。

ただ、先ほど町長答弁しましたとおり、賃金改定や近隣の状況を見ながら処遇の改善を考えてまいりますということで、前向きな答弁をさせていただきましたので、決してやるということではないんですが、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 交通費については早急に本当に支給していただきたいと思います。全国的にはかなりの自治体でもうとっくに支払われているということなので、どうぞ調べていただきたいと思います。

やはり見ていて感じるのが、正規の皆さん、要はともに働く仲間ですよ、非常勤職員も。その方たちが不安定な雇用で、本当に低い賃金で働いて一緒に仕事をしているってどうですか。やりにくくないですか。それと、やっぱり心を痛めることもあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、処遇の改善をしっかりと、そして安心して働いてもらうことで、むしろ質の高い仕事をし、質の高い住民サービスに努めてもらうことがよいことだと思うんです。もう一度いかがでしょうか。早急に処遇改善に取り組むべきだと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 重ね重ね申しわけないんですけども、正規職員を配置して改善するというのが一番だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） できるだけ正規職員、もしくは任期付職員に切りかわるように努力していただきたいと思います。

次に、子ども司書のことです。私は8月26・27日に岐阜市立中央図書館で開催された「全国子ども司書研究大会」に参加してきました。地元岐阜市の子ども司書と岐阜市立図書館長とのトークもあり、子ども司書講座は子どもの成長が期待できると感じて帰ってきました。分科会やパネルディスカッションでは、実施している図書館長の話聞くことができ、本当に充実した研究大会となりました。柴田町ではまだ取り組んでいないのですが、今後を考える場合に、もう最初からこのような全国大会に参加して、そこで学ぶべきではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 子ども司書に関しましては、現在全国的に広がりを見せているところではあるんですけども、県内でもまだ実施している市町村は少ない状態でございます。今後柴田町においても検討課題としておりますので、考えていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 宮城県はとてもおこなっていて、実際にやっているところが女川町、栗原市、色麻町かな、私が調べた範囲では。そうすると、やはりその中から学ぶというのは難しいし、9月1日に県教育委員会主催の「みやぎ子ども読書活動推進担い手交流会」でも講演が子ども司書を養成しようだったんですが、正直内容が余りよくなかったなと思って、これでは子ども司書を採用したいなとか、考えないんじゃないかなと思ったんですね。

私はたまたま福島の大会、それから福島の大会がよかったので、じゃあ全国大会も行ってみようと思って全国大会に参加して、その中でよさがわかったんです。ああ、こんなに素晴らしいものを柴田町はまだ考えてなかったなということで、今回提案したんです。

ですから、これからは職員の皆さんがしっかりと考えていただきたいんですが、そのときにやはり大きな大会に出て頑張っている人たちの中に入って、そこで現場の声を聞き、そして知り合いになる。そうすると、困ったときに教えてもらえるんですよね、いつでも連絡をとって。ですから、県内の大会というか、県内で学習するというより、もう全国に目を向けたほうがいいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 確かに県内のほうではおこなっている状況だと思いますので、福島のほうは今年度福島ネットワークができておりますので、そういった先行している福島のほうの状況を収集しながら今後検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） うちどくについてです。

うちどくの効果をどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） うちどくは、読書の基本というようなことで考えております。

あと、家族のコミュニケーションですとか、本に親しむ、そういうことで、読書に関しての基本の中と考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 家族間の心の距離が近づき、きずなが深まる。子どもの知識、文章力、感性の向上に飛躍的につながるとも言われています。文部科学省は、第3次子ども読書活動推進基本計画にうちどくの取り組み内容や効果を盛り込んでいます。柴田町では推進計画に「うちどく」という言葉そのものは入っていないんですが、今後入れたほうがわかりやすいんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 確かに「うちどく」という表現はしておりませんが、家庭読書の推進ということで、それに近い活動ということで実践しているところですので、その表現につきましては、今後検討していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子ども司書は図書館のほうが行方うんですが、うちどくについては、最終的には学校での働きかけになってしまうんですね。町を挙げて取り組むことが大事ではあるんですが、最終的には言葉かけはどうしても学校になってしまうかなと思うんです。

それで、私も感心したのは、全国大会や福島の大会では、校長先生自身が事務局や司会者として積極的に活動なさっていたんです。うちどくのテーマソングまであるんですね。「心をつないで」、CDをいただいてきたんですが、その作詩も校長先生が行っていました。各学校の校長に関心を持ってもらえるように、柴田町の場合は教育長がうちどくの研究をなさってはいかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 研究に努めたいと思います。現在、柴田小学校、船岡小学校でうちどくという形で取り組んでおりまして、やはり成果としては、同じ本を親子で読むことで親子の会話がふえたとか、親子ともども読書への興味・関心が高まったとか、家の中に本がある環境ができたとかというようなことでの効果を得ているようでございますので、そういった成果を町内の小学校で共有しながら、今後取り組んでいくということを検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 福岡県なんかかなりうちどくが進んでいるようで、推進計画に「うちどく」の文言をもう盛り込んでいるところが多いんですね。たまたま私も一緒にお話をした行橋市の推進計画を戻ってきてから見てみたら、やはりうちどくの推進というのをきちんと掲げられていて、その説明には「家庭の親子読書の大切さについて啓発し、読書を通して温かい親子関係や豊かな情操を育むうちどくを推進します」とあるんですね。ぜひこのような文言「う

ちどく」を含めて柴田町の計画にも入れていただきたいと思います。もう一度いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 「うちどく」の表現につきましては、次回の読書推進計画の中で盛り込むよう検討していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 公共施設建設への補助金、寄附金の活用についてなんですが、栃木県の茂木町というところの図書館を見学してきたんですが、町有林のスギ、ヒノキを使い、図書館と交流館との合築でした。まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」を平成28年7月にオープンしました。見たことがありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 直接は見ておりませんが、ネットのほうでその建物、複合施設として茂木町の図書館を含めた複合施設を見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 木の香り漂うとても居心地のよい図書館だったんですが、そこで主な補助金について聞いてきたんですが、先ほど答弁でも町長がおっしゃっていたように、社会資本整備総合交付金と森林・林業再生基盤づくり交付金が主なものでした。だから、今まで町長の説明だと、図書館建設には補助金がない。文部科学省の補助金がないという意味だったと思うんですが、補助金がないからつくれないんだという説明の仕方をなさっていたと思うんですが、みんな工夫してそれぞれいろんな補助金をかき集め、要は図書館そのものに対する補助金はないので、交流ということを入れ、そこで例えば社会資本整備総合交付金だったり、それから地方創生の関係の補助金を引っ張ってきたりとかというふうにいる工夫してやっていると思うんですよね。ですから、柴田町も頑張ってみて探して、どれだったら使えるかということをもっとやっていくべきだと思うんです。

これからきっとやってくださると思うんですが、寄附金なんですけれども、ふるさと納税の寄附がこの3つの事業に対して私は少ないなと思っていたんですが、その原因については何か考えたことありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 町長が申しあげましたように、寄附する方は、寄附金の使途目的には余りこだわっていないという現実があるかと思いますが。これは数字があらわし

た結果でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 計画があつて、このような図書館だったり、交流館をつくりたいんだとかというふうに写真等で示して支援を求めればかなり集まると思うんですよね。柴田町の場合は本当に1行ずつ書いてあるだけで、あれでは絶対目立ちませんし、あれでしてくれる方というのはなかなかないと思うんですね。何も宣伝していないのと同じなんですけど、ホームページ以外ではどのような宣伝をしていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ホームページ等ではメインにやっております。前回白内議員のほうからお話があつた県人会とかというお話もございました。私どもでいろいろ探しましたが、柴田町人会はちょっとゲットできなかったというようなことでもございました。それで、これは9月会議の補正になりますので、ちょっと申し上げてよいのかと思うんですが、ございましたので、お答え申し上げます。

9月の補正予算におきまして、新聞に掲載をいたすというのを計上させていただいております。中身につきましては、首都圏の新聞のほうに、時期については12月を、そして2回違う日曜日に上げるということで、さらなるふるさと納税の推進を図りたいということでお願いをしております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） どのような内容ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 新聞の一面でございます。大きさを想定していただきたいのですが、その6分の1というところに柴田町のふるさと納税ということで掲載をいたします。その中に返礼品等を入れたりということと、あと柴田町の内容ですね、ふるさと納税等のものは入れられるかどうかということを検討したいと思います。

それで、私どものほうで企画プランはするんですけれども、やはり6分の1という紙面の大きさの制限でございます。あとはその新聞社の広告代理店がありますので、そちらとやりとりをしていって6分の1の紙面におさまるようにということで、これから進めていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そこにぜひ図書館や体育館、給食センターも入れていただきたいと思

います。

東京の墨田区の北斎基金、昨年11月に北斎美術館が開館したんですが、目標額の5億円を達成しました。この手法はどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 議員がおっしゃる葛飾北斎の記念館だと思います。6月会議のときに平間奈緒美議員からお話がありました。その際にもお話を申し上げましたが、葛飾北斎の記念館、あちこちにあるというものではございません。あそこはオンリーワンということでお答えをさせていただいたとちょっと記憶しておりますけれども、やはり全国で葛飾北斎という名前を知らない方はいらっしゃらない。そしてまた、それを愛する方々がいらっしゃるという一種マニア的なものがあるということで、そういった寄附が集まったというふうにも思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それだけではないと思うんですね。やはりうまいんです、やり方が。クラウドファンディングのやり方ぜひ検討してみてください。

それから、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税をどうにかして活用するということは考えたことないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 企業版ふるさと納税、平成28年度の税制改正で行われたものでございます。白内議員がおっしゃっていらっしゃるのは、図書館の基金ということで質問をくださっているんだと思いますけれども、このふるさと税制でございますが、基金、建設事業でございますけれども、事業費が確定していないものについては対象外ということになってございます。また、そういったものがない事業につきましては、企業側は寄附はできないということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 計画を立てないと何も寄附って集められないんですね。そんなの当然のことです。ですから、早く計画を立てて、そして国の補助金に頼るだけじゃなくて、やっぱり民間企業も巻き込んでみんなでいいものをつくろうというふうにしていったらいいと思うんですね。図書館でも体育館でもそれは同じだと思うんです。ですから、本当に応援されるような計画をつくるのが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 全体像があれば寄附は募られていくのだと考えます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） あらゆる手法を考えて、できるだけ多くの寄附も集めていただきたい
と思います。

以上で終わります。

- 議長（高橋たい子君） どうぞ、子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません、先ほどの子育て支援員の人数なんですけれども、
13人。15人とお答えしましたが、13人をお願いします。
- 議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

- 7番（秋本好則君） 7番秋本です。私は3問ほど質問させていただきます。

1問、**公共施設マネジメントの進捗**は。

6月会議で町長から、柴田町公共施設等総合管理計画について「机上の空論」という意味の発言がありました。私はその発言を聞いたとき、公共施設等総合管理計画の持つ意味や計画策定の目的への無理解と、柴田町の方向に危うさを感じました。これまで、私は何度か公共施設マネジメントについて質問をしてきましたが、改めてその意味を考えてみたいと思い質問します。

1) 平成29年3月に公共施設等総合管理計画がつくられておりますが、その後の進捗状況について伺います。

2) そもそも公共施設等総合管理計画をつくる目的は。

3) 平成28年3月に総務常任委員会で公共施設等総合管理計画についての提言書を出しております。その中で全庁的な組織体制の構築を提言しておりますが、現状はどうなっていますか。

4) パブリック・コメントでの指摘は公共施設等総合管理計画にどのように反映されましたか。

5) 今後の展開とスケジュールについてはどうでしょうか。

6) 第5次柴田町総合計画と公共施設等総合管理計画との関連について伺います。

2番目、街路灯のLED化の現状は。

6月に、アメリカが地球温暖化防止の枠組み「パリ協定」から離脱すると発表してから、CO₂削減に目が向けられております。CO₂削減は小さな削減を積み重ねて達成できるもので、私たち自身が着実に実行していかなければ始まりません。柴田町としてもできることがあると考え、質問いたします。

1) 柴田町の街路灯のLED化はどこまで進んでいますか。また、CO₂削減の効果は。

2) 全灯LED化に要する期間とCO₂削減効果は。

3) 街路灯の数と維持管理の主体は。

4) 電気代の負担者は。

5) LED化により電気代の削減はできておりますか。

6) 平成26年度の環境省の事業で、LED照明導入の公募がありましたが、対応を伺います。

3番目、さくら観光実態調査について。

平成28年度の東北観光復興対策交付金事業に観光客の満足度調査がありました。また、これからつくられる観光公社というDMOの計画もあります。

観光客の実態がわからない状態での観光政策は誰でも不安に思いますので、どのような戦略なのかを伺います。

1) 観光客の満足度調査を含む実態調査を行い、6月に公表するとのことでしたが、いまだに公表されておられません。どのような状況になっているのか伺います。

2) 満足度調査から見えてきた内容とその対応を教えてください。

3) 日本版DMOを登録するためには、観光事業に対する各種データ等の継続的な収集・分析と、データに基づく明確なコンセプトを持った戦略の策定が、観光庁から必須事項として義務づけられております。その進捗について伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 先ほどの質問の中で大綱2問目、5) LED化による電気代の削減と、軽減でよろしい、（「済みません、軽減のことを伺います」の声あり）はい。

答弁を求めます。町長。（「済みません、読み間違えたようですので、よろしいですか」の

声あり) はい、どうぞ。

○7番(秋本好則君) 先ほどの中で、2問目の6)なのですが、「平成26年度」と読んだようなのですが、「平成29年度」の誤りです。訂正いたします。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 秋本議員、大綱3点ございました。

まず1点目、公共施設マネジメントでございます。6点ございます。

柴田町公共施設等総合管理計画の策定は、平成28年度末で完了しております。これまで住民懇談会や住民説明会、各種会合など多くの機会を捉えて、この計画は、施設の統廃合などによって住民や利用者に痛みを伴うものになりかねないことを説明してきました。

今後は、平成32年度を目標として、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定していくこととなりますが、それに向けて町では、個別施設管理計画策定に関する情報収集に努めるほか、個別施設計画に関する取り組みや課題に関する情報共有、研究等を共同で行うため、県市町村課、大河原地方振興事務所及び管内市町の担当者による「市町村広域行政検討会議仙南地域部会」の開催が計画されていることから、そこでの情報や意見も参考としながら策定作業の準備を進めてまいります。

なお、この検討会議については、9月29日に第1回目が開催され、第2回が11月、第3回が平成30年1月の計3回開催される予定となっております。

次に、目的でございます。

人口減少等による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の老朽化対策が全国で大きな課題となっていることから、総務省から公共施設等総合管理計画策定の要請があったものです。

町では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために策定するものです。

3点目、平成28年3月に総務常任委員会から提出された提言書には4つの提言がございました。新人議員の皆さんもいらっしゃるので、改めて読み上げます。

1点目は、計画策定時における全庁的な組織体制の構築と施設の一元管理の実施。

2点目は、公共施設白書、施設カルテを活用した施設の詳細分析の実施。

3点目は、住民への情報発信と合意形成を促すための手段の構築。

4点目は、計画に対する全職員の意識の共有化。

この4点が総務常任委員会から出されておりました。

このうち、質問にありました1点目の計画策定時における全庁的な組織体制の構築と施設の一元管理の実施につきましては、町では、今回の公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、副町長、各課所長を委員とする策定委員会を設置して推進したほか、公共施設等の現状を把握するための担当者会議を開催し、各課等に所管する公共施設等の調査を依頼するなど、全庁的な事業として取り組みました。

さらに、本年5月には当該公共施設等総合管理計画策定委員会の所掌事務に、個別施設計画の策定についての項目も加えており、今後も全庁的に取り組んでまいります。

4点目、パブリック・コメントの件ですが、計画のパブリック・コメントでは、2人から7件の意見が提出されました。内容は、学校の統合や集会所等の統廃合など、具体的な例示も含めて記述しておくべきという意見や、長期にわたって673億円の経費をかける大事業なので、十分時間をかけて町民に説明すべきなど、具体的な内容が多く出されました。

これらの意見等については、今後策定される個別施設計画の中で検討していくことになる旨をホームページで回答しております。

展開と今後のスケジュールですが、現時点での県内の自治体の個別施設計画策定の動向を見ますと、体系立てて策定しているところはありません。総務常任委員会で視察された埼玉県の市町でも、本年度においては一部分野に限ったものとなることとございました。

個別施設計画の策定が全国的になかなか進まない背景には、住民、利用者からの反発や不満など、計画と実践との間に大きな乖離があり、合意形成が困難であることも一因であります。このような状況から、個別施設計画は、施設総面積の縮減に伴う施設の統廃合といった具体案を検討することになりますので、住民の理解を得ながら、余り急がないスケジュールで策定作業に取りかかることとしております。当面は長寿命化を優先にしていまいりたいと考えております。

6点目、総合計画との関係でございます。

一般論として、総合計画と公共施設等総合管理計画は連動し、体系化されてこそ効果が上がると言われております。しかし、現実的には、首長は住民への公約として新たな施設整備やサービスの提供を訴え当選し、それを上位計画である総合計画に盛り込むこととなります。

そのため、施設のニーズの変化や財政悪化への対応策として、施設の統廃合を基本として策定される公共施設等総合管理計画とは相反する面がございます。実践の場においてギャップが

生じているのはこのためでございます。

柴田町の総合計画は、首長の任期4年にリンクさせて策定しておりますので、こうした現実面を踏まえながら、公共施設等総合管理計画の位置づけを第5次総合計画のもと、各種施策、計画と整合を図りながら、公共施設等の役割や機能を踏まえ、横断的な内容とするものとしたものでございます。

なお、大綱1問につきましては、総論賛成、各論反対にならないよう反問権を行使させていただきながら具体論について議論を重ねたいと思います。

2点目、街路灯の関係でございます。

平成28年度末現在で、町では防犯灯3,506基と道路照明灯145基、合計3,651基を管理しています。平成24年度から「みやぎ環境交付金事業」を活用し、5年間で交換したものの529基、修繕をしたものなど407基、照明を新たに設置したもので453基となり、合計で防犯灯1,389基のLED化を行いました。

また、交換によるCO₂削減量は、県が事業で示している計算式によれば、1灯当たり年平均80.6キログラムになります。

2点目、第5次柴田町総合計画後期基本計画では、平成30年度の目標値を防犯灯3,500基、LED化数1,500基と掲げております。LED化の目標値である1,500基につきましては、平成28年度末で1,389基となっており、さらに、平成29年度もみやぎ環境交付金事業や地域づくり補助金によってLED化に取り組む予定ですので、後期基本計画の目標値は、LED化1,500基は今年度で達成できる見込みでございます。

平成28年度末の防犯灯・道路照明灯でLED化されていない総数は、防犯灯2,006基、道路照明灯145基、合計2,151基となります。

LED化は、光熱費の縮減や光源寿命が延びることによる維持管理コストの低減、CO₂削減効果があることから、国や県の制度を活用しながら早目に実現できるよう事業を推進してまいります。

また、全基LED化した場合のCO₂削減効果についてですが、既存の蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯を同程度のLED灯具に全てかえた場合、年間約41万キログラムのCO₂の削減効果が見込まれます。

3点目、町道に設置している道路照明灯は町が管理します。防犯灯については、地域づくり補助金を活用して地域の協力により設置工事部分を担っていただいておりますが、設置後の管理は全て町が行っております。

電気代ですが、道路照明灯、防犯灯の電気料金については、全て町が負担しております。

5点目、電気代の削減ですが、LED化を進めてきた防犯灯について、基数と電気料金を比較しますと、契約単価の変動はありますが、平成26年度は、防犯灯数3,267基で、年間電気料2,135万4,553円、平成27年度は、防犯灯数がふえまして3,397基で、年間電気料1,943万5,510円と少なくなりました。平成28年度は、防犯灯数が3,506基とふえて、逆に年間電気料は1,717万5,710円と少なくなりました。年々基数はふえていますが、電気料金は200万円程度軽減されております。

6点目、LED照明の導入の公募という関係でございます。

秋本議員のご指摘のとおり、環境省の平成29年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業の中に「LED照明導入促進事業」の補助メニューがあります。この事業は、人口25万人未満の小規模自治体の地域が対象であり、地域内の街路灯をリース方式によりLED照明に更新するための調査・計画策定費用と計画に基づいたLED灯具に交換するための取り付け工事費用が補助の対象となるものです。調査・計画策定の場合、10分の10で上限800万円、取り付け工事費用の3分の1補助で上限2,000万円が限度となります。

本町におきましては、今年度の応募はしておりませんが、当該補助事業を活用し、現在の道路照明灯や防犯灯の機能を維持した上で、一括してLED化した場合の光熱費の縮減額やLED化に要する経費、一斉に導入した場合に生ずる光源寿命約13年後の対応などについて精査した後、判断したいと考えております。

しかしながら、環境省の事業につきましては、来年度廃止も含めて抜本的な見直しがされるとの情報もありますので、今後動向を注視してまいります。

現段階では、平成32年度まで継続が確定している「みやぎ環境税交付金」100%補助金を活用して、経費の削減効果が大きい大型の防犯灯や道路照明灯のLED化を早目に実施することにより、CO₂の削減と光熱費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

大綱3点目、さくら観光実態調査、3点ほどございました。

まず1点目と2点目は一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

平成28年度の白石川堤一目千本桜観光実態調査事業では、外国人観光客の満足度を調査するため、平成29年度の6月末まで繰越事業として次の3つの事業を実施しました。

1つ目は、インターネット調査分析として、台湾に住む台湾人200人を対象にアンケート調査を行いました。インターネット調査からは、来訪目的の上位に「桜などの日本の四季を体験したい」との意見がありました。しかし、まだまだ一目千本桜を中心に花見スポットを立体的

に引き立たせる情報発信が不足していることや、その前の段階として東北の地域そのものの認知度が低いこと、さらに、日本国内においても桜の名所としての認知度が低いことが見えてきました。

今後、町単独ではなく、近隣エリアの魅力と連携した中での広域ルートの設定や国内外に向けたプロモーションなどを積極的に展開してまいります。

2つ目は、受入施設意識調査分析として、地域の宿泊・交通・商業事業者・観光事業者を対象に、柴田町、大河原町の39人に対してヒアリング調査を行いました。

受入施設意識調査からは、柴田町や大河原町への外国人来訪者はまだ多くないものの、国別には台湾が39%、中国（香港）が15%の順になりました。ここ数年、東北観光推進機構が行った台湾での東北六県感謝祭でのプロモーションや、宮城県が行った香港でのラッピングバスの運行など、観光プロモーション活動の成果が出始めております。町内の店舗などにおける外国人の来店意識については、外国人観光客の対応に不安要素はあるものの、全体で84%が歓迎ムードであることが見えてきました。

今後は、観光に携わる方を対象にした接客や外国語の勉強会を引き続き行うことに加え、外国人観光客の誘客を行うことの意義や必要性を広く住民に知らせる機会を設けたいと思います。

3つ目は、観光スポットモニター調査として、日本在住の外国人13名、台湾、中国、韓国、アメリカ、ドイツ、オーストリア、グアテマラ、レバノン、アルジェリアの9カ国の出身者でございしますが、参加してモニターツアー調査を行いました。

モニターツアー調査からは、一目千本桜を中心に「白石川と桜」「蔵王と桜」「電車と桜」といった組み合わせによる相乗効果が高いことが明らかになりました。

今後の対応策として、散策モデルルートを設定したり、途中のんびり休憩できるようベンチや休憩コーナーを設置したり、見どころを見逃さないために多言語での案内表示を強化する必要があることが課題として見えてきました。

今後は、これらの各種調査をもとに、インバウンド観光を推進するための具体案を柴田町と大河原町の両町で策定いたします。

3点目、日本版DMOの登録の進捗ですが、観光庁による日本版DMOの候補法人の登録要件として5つの要件を満たす必要があります。皆さんも多分初めてでょうが、長くなりますが、ちょっと5つの条件をお伝えいたします。

1つ目の条件、観光地づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成。2つ目に、データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立。3つ目は、観光

関連事業者と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり。4つ目は、法人格の取得や責任者の明確化及び専門人材の確保。5つ目は、安定的な運営資金の確保が条件となっております。

秋本議員の質問の内容は、2つ目の要件に該当するものですが、ことしの桜まつりにおいて各種調査を行い、戦略の策定に向けて分析を行った結果、柴田町の魅力は、やはり白石川堤一目千本桜であり、四季の花々と歴史が息づく船岡城址公園であることが示されましたので、今後も「花のまち柴田」の知名度アップによるにぎわいづくりをコンセプトに事業に取り組んでまいります。

具体的な戦略展開といたしましては、平成28年度に引き続き、「東北観光復興対策交付金」を活用し、「白石川堤一目千本桜観光実態調査事業」「白石川堤一目千本桜観光連携体制の構築及び観光人材の育成事業」「インバウンド及び観光ツアー客を呼び込むためのプロモーション活動事業」「白石川堤一目千本桜おもてなし環境強化事業」「白石川彩空間魅力アップ事業」の5つの事業を具体的な戦略として、それぞれKPI指標を設定して取り組んでおります。

こうした事業戦略を持続的に展開する推進組織として地域DMOがありますが、おかげさまで平成29年2月9日にインバウンドの誘致を目指し、宮城県南の4市9町で構成する「宮城インバウンドDMO推進協議会」が設立されました。その後、3月17日には、同じエリアを対象とした地域DMO「一般社団法人宮城インバウンドDMO」が設立され、その後日本版DMOに登録されました。

町では、これまで地域DMOの登録を目指してきましたが、このように先行して県南4市9町をエリアとして地域連携DMOが設立されたことから、民間の地域連携DMOとの連携を優先し、現在日本版DMOへの登録は、国からの支援メニューなどを見きわめてからでも登録は遅くはないとの考え方に立っております。

なお、推進組織については、平成30年10月を目指し、観光物産協会に「花のまち柴田」インバウンド推進協議会を統合し、地域DMOの機能を新たに備えた法人として「(仮称)一般社団法人観光まちづくり公社」の設立を優先に取り組んでまいります。

なお、大綱3点目におきましても、秋本議員の質問内容によっては反問権を行使させていただく場合もありますことを申し述べさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） その前にちょっとお聞きしたいことあるんですが、1問目と3問目の反問権ということなんですが、これは全部終わった後に反問を受ければいいんですか、それとも1問ごとに受けていけばいいんですか。

それと、このカウント、時間に含まれるのか含まれないのか、その辺のあり方をちょっと説明お願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休 憩

午後2時28分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

秋本議員、再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、まず1問目についてお聞きしたいと思います。

全体の計画をつくるために策定委員会なり担当者会議が開かれているという話だったんですが、何度ほど開かれているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） お答えします。

担当者会議につきましては1回でございました。策定委員会は3回でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません、もう一回これは確認なんですが、策定委員会のトップ、責任者というのは副町長というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 委員長は副町長になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） はい、わかりました。

それで、ここに策定委員会のほうで進められている形なんですが、個別計画云々という話がありましたけれども、いきなり個別計画に入っているのでしょうか。それとも、全体的なプランをつくりながらという形で進めておられるのか、そこについてもう一回お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 今年度に入ってから個別施設計画の業務も含めるということで、要綱の改正なり、あと現在の進捗状況ということでご説明している段階で、まだ実際に個別の計画の策定段階には入っていない状況だということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどの町長の答弁の中に、これから進めていかなければいけない事項として最適な配置計画をもう一回つくり直したいということがあったと思うんですけども、ここについてはどのような考えが最適と考えられているのか、今どういうふうな考えで持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 公共施設等総合管理計画のやっぱり目的というのは、統廃合だったり、それから用途の変更、それから長寿命化、そういったものを含めて全体的に考えるということです、本当にまちづくりの基本となる町の公共施設をどのように配置していくかというように考えられることなのかなということです。ですので、今後個別施設計画を立てていくというときには、具体的な内容に入っていくという段階になろうかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今のお話の中で、配置の最適化ということがこれから考えられるということだと思っているんですけども、ということは、どのようなエリアを考えて最適化ということを進めておられるのでしょうか。例えば今42行政区全部ありますよね。42全体を1つとして1個1個見ていくということなんですか。それとも、ある槻木地区、船岡地区という形で見ていくのでしょうか。その最適化というエリアをどのように考えておられるのか、それをどのようにこれからやっていくのかということも当然入ってくると思うんですね、その計画の中には。どのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 具体的にはこれからということになろうかと思いますけれども、ただ、町内全体を見回してということだけはやっぱり共通しているのかなと思います。施設の種別によりまして、当然役場の本庁舎といえば1カ所ですし、あと社会教育施設、あと学校、そういったところによれば、その施設、施設の種類によって地域に偏ることもあるでしょうし、その辺はやっぱり町全体としてのトータルの考え方が反映されてくる計画になるのかなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かにそのとおりなんです。地域によっては偏りが出るし、バランスが悪くなってくるということも全町的に考えた場合出てくる。であれば、それをどのような形で計画をやっていくというルールづくりがまず先じゃないかと思うんですよ。どのような手段で、どのような目的を持ってこれをやっていくのか、そういうルールづくりを1本決めておいて、

そして、それに基づいて配置計画を考えていくというのが一つの筋かなと思うんですが、何かそうなる前に個別的な名称が、例えば槻木であれば体育館をなくす、消防署をなくすとか、そういう具体的な名称が出てくるものですから、ちょっと順序が違うんじゃないかなと私は思っているんですよ。まず、どのような形で再配置、最適化、そして財政面での負担を平準化していくという、そのルールづくりを持って行って、そして、それから地域ごとに対する個別計画なりに入っていくのかなと私は思っているんですけども、もう一度この辺の順番についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それもこれからつくっていくということになるかと思えます。公共施設等総合管理計画、平成28年度で策定終わりました。これに基づいて策定するということですので、足がかり的には今後、先ほど町長の説明でもありました県の主催します市町村広域行政検討会議、そちらのほうで情報提供なんかも、先進事例とか、その辺なんかもしていただけるということですので、それなんかも含めながら今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに西高東低といいますが、西のほうではかなり進んでいるところがあるんですけども、そのところで最終的な計画のところでは完成したところはないということをおも承知しております。

ただ、それは基本計画なりルールづくり、こういう形で動くんだというそのルールづくりに時間がかかっているのかなというふうに私は聞いているんです。そういった目的、あるいはこういう形で配置していくというところにはどういうことなのか。例えばブロック化を考えていくのであれば、住民自治との兼ね合いをどのように考えていくのか、あるいは行政のネットワークをどういうふうに結んで行って、切れ目がないようなネットワークをつくるためにはどのくらいのブロックが必要なのかという、そういう下地づくりから入っていかないと、いきなり個別に入っていくと、ちょっとどこにいったって必ずそこでつまずいちゃうと思うんですよ。まず、そのルールづくり、環境づくりをつくっていただきたいと思えます。

それで、パブリック・コメントの件なんですけれども、7件ほど出ているんです。それで、こちらのほうをよく読んでみますと、どちらも大体これを通して言っていることについては、説明が不足しているんじゃないかということ、どの項目についても出てくるんですね。例えば4番目ですか、「今後40年で現在の建築総量の38%を削減する。これは3棟に1棟を取り壊し、

あとは閉鎖することで町民の生活に多大な影響が及ぶのは必至で、町民に犠牲を強いるこれだけの大問題を真剣に町民に示し、その解決策を町民とともに探る姿勢が見られません。このパブリック・コメントは何人を見て、何人意見を言うのか。住民懇談会等で説明会に何人の住民が参加しているのか。このパブリック・コメントを免罪符にしてはならない」というふうに書いてあるんですが、これを各ところで説明されているという話があったんですけども、このコメントを出して計画が出てからどのような説明をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） パブリック・コメントは、制度的にパブリック・コメントを計画策定段階で受けます。それに対する町の考え方について、それは個別にはお答えしませんということで実施しております。それで、実際の回答につきましてはホームページで回答しているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それは、回答も私読みました。ですけども、この方々が言っていることは、一度説明して終わりということじゃ足りないんじゃないですかということ、私そういう意味かなと受け取ったんですよ。何回もいろんな機会に応じてこういう計画がありますよ、そして今こういう策定を進めているんですよというその説明が、これからぜひ必要じゃないかということはこのパブリック・コメントのほうでは言っていると思うんですけども、その計画にパブリック・コメントを聞くということも確かにそのとおりなんですけれども、これからのやり方として、住民に対する十分な説明というのはあってしかるべきだと思うんですが、その辺についてはどのような計画でおられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） そうですね。実際に進めていく中で個別施設計画となりますと、さまざまなご意見も出ようかと思います。そういったことも考えられますので、実際に策定段階になって個別施設ごとの、分野ごとのある程度の青写真ができれば、その時点でやっぱり住民に説明するなり、パブリック・コメントをいただくなり、住民の意見を吸収する仕組みは必要だろうなということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひそれは進めていただきたいんですけども、公共施設等総合管理計画出されたやつを見まして、これからの進め方というところを読みますと、点検・診断を進める、そして長寿命化を進める、そしてその後に統合や廃止の推進方針を定めるというふう

に書いてあるんですよ。適宜住民の意見を聞くなり、懇談会で説明するというのがこれ抜けているんですけども、これは計画ができ上がってから知らせるという、そういう意味の計画なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） ある程度の計画ですと、町としてのやっぱり方針が決まらないうと、まだ住民に提示するわけにはいかないかなということです。ある程度の方針が決まってからというのがいいんだろうというふうに判断しております。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 住民懇談会では、今回の公共施設等総合管理計画をつくる総論の話でお話ししていると、やはり具体的にこの計画を実施した場合に、施設の統廃合はどうかと、そこを示さないとなかなか議論が盛り上がらなかったというのが実情でございます。

先ほど秋本議員は最適計画をつくると、ルールづくりとおっしゃいましたが、まずは施設の総面積をどうするのかということが前提にならないといけない。新しい施設をつくれれば、この施設総面積はふえるということになります。そうした場合に、どこかの施設を削減しないといけないわけですよ。そういうところもしないと、単にルールづくり、ルールづくりと言うんですが、町民にルールづくりと言っても私どもがわかりませんので、恐らく町民もわからないんじゃないかなというふうに思います。町民は具体的にどうなるんだと、個別計画でね。それを知りたがっているんじゃないかというふうに私は考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） まず、そのことも一応反問かなと思うので、私なりの考えなんですけれども、補足ですか。ああ、そうですか。わかりました。

私も先進地あちこち調べてみたことがあります。確かに最適な配置計画というときは、それなりのゾーンをつくっているんですね。例えばそのゾーンごとに公共施設がどのくらい残る。例えば学校が何校残る、残るって言っちゃいけないです。何校ある。そうすると、例えば集会所がどのくらいある、公園が幾つある。そういう形で各地域のバランスをとることが先進地のほうでは進められている形になっていると思います。

そういった形で、各地域をバランスよくというのは、さっきルールづくりというのはそのことを私は言っているんですけども、各地域、それをどのようなゾーニングをこれからしていくのかということも当然入ってくると思うんです。そういった形で、その地域にどのくらいの公共施設が点在するのか、そして、そういったことを平均していくのかという、それが一つ

のルールづくりかなと私は思っているんですけども、そういう形には考えられたことはなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町でゾーンを小さくして、そこにある程度フルセットの施設をバランスよく配置するのは無理だというふうに思っております。柴田町は全体の中でもまた総合体育館もない、図書館もないということなので、統合しようにも実際対象となるのがないんですね。実際この公共施設等総合管理計画を立てたときの柴田町の公共施設の60%は学校と集会所ですから。ですから、まだまだ柴田町では公共施設が少ないということでございますので、裏腹のこの公共施設の総面積の削減と言われると、何もできないということでございます。私の後の町長さんは何もできないということになるということでございます。

1 問目反問権を使わせていただきたいと思っておりますので、終わりのときにはちょっと言っていただかないと機会を逃しますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それは1問目が終わったという合図をすればいいということですね。

確かに総量の中で床面積がどのくらいになるという1つの関門があることは知っています。ですけども、それはルールづくりというよりも1つの目安だと私は思っているんですよ。その計画の前に柴田町はどういうまちづくりをしていって、これからどういう計画があるか、これをまずつくるのが先だろうと。そして、その結果として何平米になるというのであれば、それはもう堂々と説明すればいいだけの話です。

何も全国平均の3.3に合わせる必要は私はないと思っておりますし、逆にそんなまちづくりをしていったら、日本全国おもしろくない町になっちゃいますね。その地域で特色のあるまちづくりをしていって、そのかわりこれだけの負担が出てくるという、そういうふうな形に当然なるんだと私は思っております。

それで、ついでなんですけれども、先ほど削減とかいう計画いっぱい出てきているんですけども、その前に意思疎通、例えば先ほどのパブリック・コメントに対する皆の、住民意見を聞くという話もあったんですけども、これからは意思疎通というのはかなり大事になってくるんじゃないかと思うんです。その意思疎通の中には、庁内での意思疎通が当然入ってきますね。先ほど策定委員会のほう3回開かれたということなんですけれども、何かそれだけで庁内の意思統一、意思疎通が十分図られたというふうに考えておられるのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 意思疎通十分だったかといえば、十分だったというふうにしか言えないと思います。結局、策定委員会で審議すること以外に、実際の作業では各課に依頼するなり、財政課からそういったことでのアプローチはさせていただいていますので、そういった意味では補完することもあったということでお考えいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 策定委員会のほうでは、今の課長のお話ですと、財政課のほうから依頼しているという形なんですけど、トップは副町長であれば副町長のほうから各課のほうにこれをやりなさいというような、そういうふうな指揮系統ではないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 策定委員会の形がトップのうんとすごい指示があるのかどうかという話はちょっとまた別にして、全員で話し合っていることには間違いありませんけれども、意思疎通という問題であれば、さまざまなパブリック・コメントを寄せた方たちもやっぱり広域で、学区、校区で、地域でさまざまな意見があるんですけれども、やはりそこでさまざまな方たちともんでほしいと思うんですね。そこに私が出前講座なり、呼ばれることについては喜んで説明いたします。その意味の総量計画です。

ただ、秋本議員おっしゃいましたように、どちらかというとなりのマイナスの計画が必ず出てきますね、その個別計画の中では。その意味で大きなルールというのは、今回の計画の総量、38%でしたか、それが意味のルールです。子どもが何人になったから学校を閉鎖する、地域の住民が何人以下になったから集会所を閉鎖する、それを今この時点で決めてしまうということはまずできないことで、やってはいけないことだと思っています。それはそのとき、そのとき地域の中のコミュニケーションと地域のコミュニティと一緒に話し合っていきたいというふうに考えています。策定委員会ではそのような方針を確認しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに今の段階で全て決めるということは無理です。それはわかっています。ですから、私ルールづくりと言ったのは方針、ルールづくりというのか、基本的なバックボーンを一つ皆さんに説明しておく必要があって、それを各課全ての方が庁内で意思疎通をして十分に理解するということが一つ。そして、それが住民のほうに十分知らされるということが一つ。

ただ、そのときに38%でしたか、それを減という、それがひとり歩きするような形ではちょ

っとまずいと私は思っているんです。というのは、それが一つの結果として出てくるかもしれませんが、その数字を目標にするというのはどうかと私は思っているんです。まずそれよりも、どのような町にすべきなのかという、そこが話が先じゃないかという、そういう順番の話なんですけれども。

それと、先ほど副町長のほうからもマイナスイメージが随分あるという話です。確かにマイナスのイメージあるかもしれないんですけれども、これを、これある新聞に出ていたんですけれども、千葉県富津市のところで市民会議が開かれたんです。そのときに、中学生だそうですけれども、この説明をしていって、皆さんが意気消沈というか、しょぼんとしているような形になったときに、その中学生が「人口が減って何が悪いんですか。魅力ある田舎をつくっていけばいいんじゃないですか」というふうに発言して、それからその会議の雰囲気が変わったんだそうです。

それで、東北芸術工科大学の山崎亮先生も言っておられるんですけれども、縮小、シュリンクの縮小じゃなくて、縮小しながら充実させるという「縮充」という言葉を新たにつくっておられますよね。ですから、マイナスというふうに捉えるのと、これから地域が大きくなってそこに来る人もふえてきて、みんなに使いやすい施設になっていって、その施設は充実させるんだという、そういうプラスの面として捉える、これも一つの考え方として大事じゃないかと思うんですけれども、そういう考え方で捉えていったら、またこの計画づくりというのは変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、どのようなお考えなのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公共施設マネジメント計画策定させていただきました、これから個別計画ということなんです、今話を聞いてみると、そう積極的に総面積の縮減、統廃合は、まちづくりの観点から必要であるものはつくっても構わないというふうに受け取らせていただきましたし、施設を縮充すること、縮充という言葉よくわかりませんが、縮充することであれば、あえてこの公共施設管理個別計画に施設の統廃合とか、公共料金の見直しとか、それから民営化とか、長寿命化とか、そういうものは盛り込まなくてもいいという、余りウエートを置いてですよ、ウエートを置いて盛り込まなくて、将来のまちづくりのための公共施設のあり方をこの個別計画に書けばいいということなのかどうか、その辺がちょっともう少ししないと、秋本議員の立ち位置が公共施設マネジメントは、我々は非効率なものは削減して、そして経費を生み出して将来の財政危機に備えなさいというふうに今までとっていたものですから、違うのであれば、そこをお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 町長、今のは反問ではない。（「違う、いや、カウントが気になるものですから」の声あり）再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 縮充というのは、中の利用者、これを拡大していく。例えば地域、両エリアを広域するという事は、利用者をふやすということの一つの違う面で見るといえることですね。それで、私なりの考えなんですけれども、これからどのような形で公共施設が維持されていくのかという、そのシミュレーションを1つ示して、今のままでずっとやっていく。もうそれを選ぶという、選ぶのは住民ですから。でも、これを全部やっていって、人口が減ってくれば、1人当たりの維持費はこのくらいふえますよという、これは当然出てくると思うんですね、維持管理計画として。そして、それでその形が納得するというのであれば、それも一つの考え方だと私は思います。それを住民が選ぶのであればですよ。

ですけれども、私はそれは選ばないと思っているものですから、ある程度のところでちょうどいいところに落ち着くとは思いますが、そのところは十分話し合わなくちゃいけない。そして、どのくらいまでなら維持計画コストがかかってくるのかまで了解もらえるのかということにかかってくると思うんです。ですから、全国平均のものを持って行って、38%減という数字が先に立って、そして例えば槻木でいけば槻木小学校をなくす、どこをなくす、体育館をなくすという、そういう話にいく前にもっとやることあるんじゃないかなというのが私のこの計画に対する話です。

一応これで1問目については一問一答を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ただいま町長から秋本好則君の質問に対して反問の申し出がありました。議長としてこれを許可いたします。

なお、一問一答でお願いいたします。町長。

○町長（滝口 茂君） 今の議論を踏まえて、実は槻木地区では、さっぱり公共施設をつくってくれないと不満が根強く出されております。秋本議員はこうした槻木地区の住民の声を現在どのように受けとめているのか、マネジメントを実際に落とし込む際に、槻木地区での公共施設の配置、施設量はもう十分と捉えて新たな施設はつくり込まないという立場に立っているのかどうか、それを明確にしていきたいとまず思います。

○議長（高橋たい子君） ただいまの反問に対する答弁を求めます。秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 答弁に対するまた質問でこれやっていいんですか。

○議長（高橋たい子君） はい、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 槻木については、確かにそういう話があります。ですけれども、それは

老朽化が随分絡んでいる話じゃないかと思うんですよ。ですから、それをイーブンな形で持って行って、先ほど私エリアという話を持っていきましたけれども、そういう形で今と、例えば船岡地区と同じような老朽化、老朽化っておかしいのかな、そういった十分に使える施設があるのであれば、それはそれで説明することは可能だと私は思っております。

○議長（高橋たい子君） 町長、再反問ありますか。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 秋本議員は、総括質問の中で、総括質疑をして、秋本議員の2016年11月19日の14号で公共施設の件に対して感想を述べておられます。「私は町の施設を決めていくのは町長とと思っていましたが、違うようでした。将来の町民に使えない施設の維持費を支払わせることは、私はできないと考えております」とありますが、柴田町において利用状況に、もちろん濃淡はあるものの、使えない施設はないと思っておりますが、使えない施設とは秋本議員想定施設はどういう施設なのか、具体的にお答えください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。秋本好則君。

○7番（秋本好則君） その形のときは、現在の話というよりも、これからこのまま手つかずで補修しなければ使えない施設が出てくるということで話をしたつもりでした。ですから、維持管理計画をつくって行って、どのくらいお金がかかるんだということ、これから蓄えていかなければ維持管理ができずに、一度あそこに船岡の体育館がありましたけれども、壊すこともできないというような、そういう状況がこれから出るかもしれないという、その前提でお話をしていたつもりでした。

○議長（高橋たい子君） 町長、再反問ありますか。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 再々質問もあれなので、エンドレスで続くとご迷惑かけますので、これで終わりますが、今のところ具体的なそういう施設はないということでございました。それで、これまでもやっぱり住民の合意形成というのを盛んに強調されておりましたので、もう具体的に公共施設等総合管理計画の個別計画を策定する際に、総合体育館、図書館の建設ということが出てきますが、それは施設の総面積をふやすことになるので、公共施設等総合管理計画上については反対と。

一方、施設の総面積の縮減を目指すこの計画を具体的に実践する際には、総合体育館を建設した場合の槻木体育館の廃止、柴田小学校や槻木事務所、柴田消防署槻木派出所の統廃合、さらに、民間活力として槻木保育所の民営化には賛成ということでもいいのかどうか。研究者の中には総論賛成、各論反対だけでは机上の上だけのプランに終わるといことが懸念されているという方もいらっしゃいます。そろそろこういう具体的な案件がまな板に乗ってきますので、

秋本議員の立場を槻木の住民に明確にしていだければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。秋本議員。

○7番（秋本好則君） これも何回も、先ほども言ったつもりなんですけれども、新しい施設をつくっちゃいかんということは私はどこにもないと思うんです。必要なものはつくればいいです。ただ、つくることによって、各住民に対する負担額がこのくらいふえますよ、これは当然つくると同時にこれは示さなくちゃいけないと思います。そして、それが受け入れられるのであれば、そして、それが柴田町の財政として可能であれば、将来世代に対する責任も果たせるんじゃないかと。あくまでその立場で言っております。ですから、何を潰す、何をなくす、何を建てる、その計画の前に幾ら負担ふえるんだ、そして、これから次の世代にどのくらいの借金を残していくんだ。まずそれを明確にしていって、それから得られる言葉ではないかと考えているのが、私のスタンスです。

○議長（高橋たい子君） ほかに反問ありますか。

○町長（滝口 茂君） 安心いたしました。それで作らせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、次の質疑をどうぞ。

○7番（秋本好則君） ちょっと今のに補足。

○議長（高橋たい子君） 次の質疑をしてください。

○7番（秋本好則君） はい、わかりました。じゃあ次の質問に移ります。

LEDに切りかえることなんですけれども、今柴田町でどのくらい数があるのかなということで少し出してもらいました。それで、まちづくり政策課分、あるいは都市建設課分、農政課分とあるんですけれども、これをちょっと私なりに計算してみたんですよ。これを全部今既存灯、蛍光灯とかいろいろ使っていますので、これをLEDにかえていったときどのくらい下がるかなと単なる電気代として計算してみると、約1,000万円電気代として下がるんですね。これからいろいろなやり方ありますので、今計算したのは単純に電気代だけです。ですから、これをどのようにやっていくのかということで、そのやり方についてお聞きしたいんですけれども、どのような計画をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現在、宮城県環境交付金事業がございます。そちらの事業を活用いたしまして、事業を推進していると、LEDに切りかえているというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 多分みやぎ環境交付税を利用ですね。そうすると、大体105灯ペースぐらいでいっているんで、この計画でいくと全部取りかえるのに21年かかるという計算なんですね。電気代が毎年1,000万円ぐらいずつ安くなっていくのを、ただ指をくわえて見ているのかなという感じがするんですよ。私はもったいない感じがするんで、今でもすぐ取りかえちゃえば来年度1,000万円浮くわけですからね。だから、その改革を何かないかなというふうに考えていきますと、例えば環境省のほうでやっている補助計画の中で、ESCO計画とか、リースのやつがありますけれども、これについては検討されたことありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ESCO計画、仙台市のほうで実施しているようなんですけれども、民間の資金等を利用してする計画なんですけれども、まだ本格的には検討はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） リース計画についてはどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 環境省の平成28年度、29年度にかけての導入事業なんですけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように、効果のほうまだ精査してない。費用のほうについては、この事業について新しく導入し始めようと、あと小規模自治体に補助しようという目的でございましたけれども、導入について、調査等については800万円の上限、補助100%の補助つくんですけれども、取り付け費については、上限2,000万円です三分の1補助ということで、一般財源の持ち出しが、なおかつリース方式じゃないとだめだということで、購入よりも割高、確かにリースですと、支払いは平準化されますけれども、支払いが大きくなるということで、費用は町の持ち出しが多くなるということで、まだ効果のほう精査していませんので、申し込みはいたしませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 8月8日に岩沼市がリース方式で切りかえるという新聞報道がありました。私も岩沼市に行って聞いてきました。10年間契約で全部やっているんですが、ここは年間580万円浮くという試算が出ております。それで、そのほかに名取市ももう終わっているんですね、名取市は。そこにも行って聞いてきました。今より安くなります。高くはなりません、どのような形で現在よりリースすると高くなるというふうな計算なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現在200灯ほど道路灯と防犯灯ございます。まだLEDにしてないやつでございます。こちら私どものほうで専門家にお願いしたわけではないんですけども、ネットでカタログなんか確認しながら試算ということでいたしました。全部をいたしましたところ、1年間で電気料の削減は約1,000万円潤うということですね、節減されるということですね。あとは今度実際にLEDつけるためにはLEDの灯具も必要です。それ購入しなければなりません。あとは工事もかかりますということで見ていきますと、金額は全部一気にやった場合は2億円を超すという計算が出ました、試算でございますが。今秋本議員のほうから環境省のLEDの補助事業というようなものがあればリースということで、10年リース、10年分割ローンということなんでしょうけれども、2億円ぐらい出るものを10年ですので、2,000万円ぐらいずつお返しをしていくということですね。1年で2,000万円返して、電気料は年間で1,000万円ということを見た場合、大体1,000万円ちょっとぐらいのさらなる負担が出るんじゃないかという試算をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 岩沼市にお伺いしたところだと、取り付けから修繕までをリースとして契約しているという形なんですけれども、そういう計画というのは柴田町はとれないという考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 今環境省の補助の事業のお話でございますけれども、環境省のほうでは環境省、また財務省のほうの確認もちょっと、直接電話はいたしませんけれども、いろいろと情報をかき集めたところ、財務省のほうでは次年度については廃止に向けた方向で考えているというような報道等もございました。環境省のほうも同様の考えでございますので、新年度はこの補助事業はなくなるのではないかというふうに見ているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も岩沼市、名取市とお聞きしてきたんですけれども、まだ来年度はあるという話を私は聞いたんですよ。ですから、あるというお話でちょっとお話ししたいと思うんですけれども、岩沼市の場合だと、取り付け工事からメンテナンスまで含めた形のリース契約をされているということで、それを含めても年間1,150万円ぐらいという形で契約されているようなんですね。

名取市の場合、これちょっと言っているのかわからないけれども、これよりもうちょっと安

リース金額でした。これは契約書を私見せてもらいまして、実際この計画でやっているということは確認しております。ですから、しかも同じ補助金を使っているわけですから、来年度あるという話で今話しますけれども、何かやれるんじゃないかなと私は踏んでいるんです。

例えば同じ条件でもしやっていった場合、そうすると、名取市、岩沼市と同じような契約で結んだとすると、それと維持管理費、柴田町450万円ぐらいかかっているようですので、それ全部足して行ってそこからリース代引くと、大体三百五、六十万円年間浮くんじゃないかなと私なりの試算なんですけど、出てたんですよ。そうすると、これをかえて行って、毎年お金ができるのであれば、例えばですよ、とらぬタヌキの何とかじゃないんですけども、例えば人材育成に回せば奨学援助制度、今376人利用されているんですけども、その方に1人1万円ずつプラスして渡せるくらいの金額なんですよね。

例えばあと同僚議員がお話しありましたけれども、給付型の奨学金ということも質問に出ていたんですけども、この方今5人ぐらいを10人ぐらい給付型にすることを可能な金額にはなるんですよ。ですから、来年多分あると思います。私聞いている範囲ではあると聞いていますので、ただ1回限りらしいので、1回だけ、来年度だけということでは聞いています。ですから、もしなかったら済みません。これはなしの話なんですけど、今から準備されて行って、そしてかなりきつい条件がつくようですので、とにかくすぐに手を挙げるということを進めたいんですけども、あればやりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） はい、先ほど申しましたように、試算ということで出させていただいたことで今ご答弁させていただきました。専門の方に試算をしていただいて、それで町にとってメリットがあるというようなことが確認できるかどうかということを確認させていただいた上で、判断させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、みやぎ環境交付税についてお聞きしたいんですけども、550万円でしたか、もらっている。これは使い道、例えばどこのLED照明とか、そういう使い道についての制限あるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 場所についての指定はございません。どこのというのはございません。柴田町のということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、みやぎ環境交付税のほうを例えば各学校なり、公共施設の室内の照明に向けるということも可能で、そうすると、例えば来年もしあると、あると私は思っているんですけども、環境省の補助金のほうを街路のほうに回して、そういうすみ分けをするということも設計上可能かなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） そちらの環境交付金事業のメニューでございますけれども、対象は街灯、防犯灯、あとは商店街、都市公園等の屋外照明などとなっております、ちょっと学校という文字が見当たりませんので、済みません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、先ほどの環境省の補助金の中に、一つ調査費用とLEDの照明導入補助事業とあるんですが、そのほかに商店街における街路灯のLEDというまた別項目があるんですけども、これについては検討されたことないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほども申し上げたとおり、確かにメニューにはございます。ただ、その費用対効果、精査、町自体もしておりませんので、商店街のほうについてもまだ精査しておりませんので、これも費用対効果考えてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ですから、この後にそういった計画をつくるときに、一つこれ私の提案なんですけれども、今太陽光発電なり、いろんところで固定買い取り制度で電力の買い取りが行われているんですけども、これは永久に続くんじゃないくて、民間用で、民生用であれば10年、産業用であればたしか20年で契約が一旦切れるはずなんです。そのときに、そういったエネルギーを地域のエネルギー、そういったものを柴田町で買い取るという形もこれからできるのかなと思うんですよね。

そうすると、今まで電気代としてそれを活用して行って、例えば蓄電池をもう少し容量をふやして行って、そちらにバッテリーで蓄えることがもう少し可能になれば、吉田議員から話があった非常時の販売機、ああいったところの電力も使える。何リットルかは保存されているはずなので、そこに温かいお湯を出すということも十分可能かと思うんですけども。そして、それが地域の外に出ていったお金が、それを柴田町が買い取るということで、地域循環型にもまた寄与するんじゃないかと思うんですけども、そういう考え方というのも、これから私も提案としてあるんですけども、ちょっと今初めて聞かれると思うんですけども、感想だけ

でもちょっとお聞かせいただければ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ちょっと初めて聞いたので、答弁になるかわかりませんが、費用対効果もありますので、蓄電施設どのくらいかかるのかということも今のところわかりませんので、それも含めてこれからやっていかなくちゃならないことだと思いますけれども、考えていきたいです。どうもありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、3問目に移らせていただきたいです。

私がここで聞きしていたのは、これももう本当に何回もここで訴えていることなんですけれども、どのような人が来て、どのくらい滞在して行って、どこに行くのか、年齢構成はどのようなのかという、そういったマーケットリサーチを全てやらないと、柴田町の観光に対する政策に生きないんじゃないかなということをお聞きしていたんです。それに対する戦略といえますか、実態調査を行いますという話があったものですから、それが結果どうなったのかということをお聞きしたかったんですが、柴田町の調査を行ったというふうに、先ほど町長の答弁のところであるんですけども、その結果というのは出ているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回の事業は、あくまで外国人を対象にした調査というのが原則になっております。その関係で、先ほど町長答弁にありましたとおり、3つ調査を行っております。まず1つは、インターネット調査を行いまして、特に今、宮城県と友好が進んでおります台湾をターゲットにしたアンケート調査、これから台湾の方が来るにしたがって、この柴田町、大河原町、どういったふうに見られているかというその調査。あと2つ目として、受け入れ調査ということで、実際に町内宿泊、交通、商工業者、そういった方々の受け入れに対するヒアリング調査を行い、そして3つ目として実際に在日外国人の方に一目千本桜を歩いていただいて、いろんなこういうふうに表示板していったほうがいいよとかというような、いろんな提案をいただいた、そういった結果は今いただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、先ほど観光庁のほうから5つの必要な事項があるという説明をいただいたんですが、この中に入っている各種データの継続的な収集・分析、それに基づく明確なコンセプトを持った戦略の策定というのがたしか条件に入っていたと思いますが、

これは外国人のという頭、定冠詞がつくんですか。それとも全体的なものというふうにデータと考えるのが条件なのか、どちらでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） あくまで今回東北観光復興交付金を使っての事業ということが原則になりますので、あくまで外国人観光客を柴田町、そして大河原町のほうに誘致するに当たってのその戦略を練るということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） いや、私がお聞きしたのは、日本版DMOをつくる際の登録の要件、5条件があったと思うんですね。そのときに各種データ等云々というのがあったものですから、このデータというのは外国人に限ったデータなんですか、それとも例えば柴田町なら、柴田町に来る観光客全てというデータなのか、どちらなんですかとお聞きしているんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 反問権ではありません。

このDMOの登録の5原則でございますので、今回私どもが東北観光復興交付金、これは外国人を対象にしているということで、分けてちょっと考えていただきたいというふうに思っております。もし観光庁の地域DMOに登録するのであれば、秋本議員おっしゃったように継続的なデータ収集というものが必要になるということでございます。

当初柴田町も地域DMOを目指したんですが、目指しても、登録されても余り実はメリットがないということがわかりましたし、実は登録しなくても柴田町は大河原町と連携して東北観光復興交付金いただいておりますので、今回はそのほかにも民間の地域連携DMOもできましたし、それからまちづくり会社も新たにできておりますので、柴田町単独でこの観光庁の地域DMOに登録しなくても補助金等有利な政策を引き出せるということがわかりましたので、あえて登録のほうを目指すつもりはなくて、それよりもこのDMO機能を強化した中での（仮称）観光まちづくり公社の設立に向かって力を入れさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、今まで町長が述べられていたまちづくり公社関係、それとまたこれは違う形でいいんですか。まちづくり公社をそのままやるという形なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この観光庁のDMOの登録には当面応募しないということで、あくまで

もDMO機能を強化する中で、できれば来年の10月に新たな観光まちづくり公社を目指したいというほうにウエートを移させていただきたいというふうに思っております。本来であると、このDMOに登録しないと補助金がもらえないということで、柴田町は地方創生のほうに力を入れておりましたが、ほかの自治体の情報をつかみましたら、登録しなくても、簡単にと言うと失礼なんですけど、お金をもらっていたものですから、柴田町はそのためにダブルで今補助金を有効活用させていただきたいということでございます。観光庁の支援は専門的なチームの派遣とか、情報の提供ということなので、登録してもしなくてもそれは県庁の観光課並びに民間のDMOから集められますので、あえて登録する必要もないのかなというふうに状況が変わったということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。あくまで私は観光庁のほう、日本版DMOをやるということかなと思って、それで質問、これ考えたんですけれども、これをやらないというのであればまた別の話になってきます。

ただ、ここに書いてあるこの継続的なデータの収集というのは、これから柴田町の観光を考えていくときにぜひ必要なことだと思いますし、これ私が議員になってからですから、もう4年前から同じことを何回も繰り返して、観光客を調べるのに駅の乗降客数だけに頼るのはどうか、各道路での動態、交通量調査、あるいはアンケート調査、来る方のアンケート調査やったらどうでしょうかということは何回も私も嫌になるぐらい提案しているつもりなんですけれども、いまだにそのデータは出てこないんですけれども、全くそれは必要ないことなんじゃないか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 結論から言いますと、データは必要だと思っております、私も。その中で、どういったデータを収集するかということで、今具体的にやっているんですけれども、各イベントごと、桜まつりから始まりまして、紫陽花まつり、あるいはこれから行います彼岸花の曼珠沙華まつり、あるいはイルミネーション、そういったイベントの時期に合わせて来ていただいたお客様にまず反応を、どういったところから来ているかまず確認したり、あとどういった情報でこのイベントに来たか、そういったようなデータの収集は行います。

あわせて何回ぐらいこのイベントに来ていますかというような回数、いわゆるリピーター率、それとあわせて満足度ということで、今回のイベントに来てどういった感想を持ちましたか、満足でしたか、そういったようなデータは少なくとも入れておりますので、そういったものを

参考にしながら、次の翌年のイベント、いわゆる観光事業等に参考にさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 何年か前、二、三年前だと思うんですけども、隣の大河原町でのデータをたしか差し上げたと思うんですが、あそこでいくと、例えば土手に立って船岡から来る人間、あるいは大河原町から行く人間全部カウントしているんですよね。それで、各道路状況を全部そこに多分アルバイト頼んでいるんじゃないかと思うんですけども、そこでチェッカーで全部カウントしている。だから、何人単位というのが全部出ているわけですよ。そういった情報がやればすぐできると思うんですよね。さほどお金かかる話でもないと思うので、まずそれからやりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回、大河原町と一緒に連携事業を今回進めているわけなんですけれども、その中で、やはり今まででんでばらばらにやっていたその事業の中で、やはり入り込み数、どういった形で出しているんですかというような話もありまして、その中で、実際そういううちの議会のほうでカウントしているというような話を聞いたんですけども、大河原町でやっているんですかというような、逆に私のほうから確認したところ、いや、そういったものはしていませんという事務方のお話でございました。

ただ、通行量、そういったものがどれくらい一目千本桜を見に来て、大河原町から柴田町に、柴田町から大河原町に行っているのか、そういったものは把握するというので、実は今回平成29年度の事業の中で、そういった通行量調査は2日間だけですけれども、行ってはおります。そういったものを参考に、今、今後の観光事業の戦略の策定の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） たしか大河原町からそのデータいただいとお渡ししたと思うんですが、そのデータは1人、何人というところまでたしかデータ出ていたと思うんですね。カウントしなくて何人単位という、何十何人まで出ていましたので、それがとれるかどうか私も不安、ちょっとわからないんですけども、ぜひそれをベースにしているんな計画をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（高橋たい子君） ただいま町長から秋本好則君の質問に対し反問の申し出がありました。

議長としてこれを許可いたします。

なお、一問一答でお願いいたします。町長。

○町長（滝口 茂君） 積極的に観光事業にご指摘をいただいておりますので、確認をさせていただく意味でちょっと反問というより確認させていただきたいと思います。

今回、東北観光復興交付金、平成28年度は繰越事業でございました。ですから、平成29年の4月1日から始まったということです。平成29年度は4月6日に交付決定がありました。ですから、それ以降でないとはできなかったということです。その際、秋本議員には現場に出向いていただいて、桜マルシェ、おみこし、野点、餅振る舞いといった東北の伝統文化見ていただいたのかどうか。それから、おもてなし作戦、それから夜桜がメインでございましたので、見ていただいたのかどうか、そこから秋本議員分析が得意でございますので、どういう問題点があって、改善すべき点があったのか、もし具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ただいまの反問に対する答弁を求めます。秋本好則君。

○7番（秋本好則君） まず、最初のご質問なんですけれども、私は自分で行ける範囲で行ったつもりです。それに私役場の職員でもなければ、自分の仕事もありますので、できる範囲ということしか言えません。それで、歴史のボランティアにも私入っておりますので、その方向の経験もありまして、できる範囲でやっております。ですから、全て見て、全て参加しなければ発言することができないというのであれば、それは考え違いじゃないかと思っております。自分の知った範囲で、自分の見た範囲で私は私なりに町政に対する検証を行っているつもりでございます。ということです。

○議長（高橋たい子君） 町長、再反問ありますか。

○町長（滝口 茂君） もちろんそれで結構でございます。それ全てやられたんでは町長の立場がなくなりますので、できる範囲内で参加していただきたいというふうに思います。

それで、秋本議員は、2016年5月15日の秋本レポートで、柴田の観光のSWOT分析をされておりました。そのときにこの議会でも質問されました。柴田町の観光で内部の弱さという点で5つございました。公共施設、公共交通基盤の弱さ、それから桜の寿命と更新のおくれ、近隣市町との連携が少ない、名産品が少ない、ホームページの情報発信力が不十分というふうに指摘されました。

その後、町では国の補助金等を活用し、改善に努めておりますが、秋本議員自身の見た範囲内でのSWOT分析によって、こうした柴田町の弱さは改善されているのかどうか、まだ残っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○7番（秋本好則君） 私のレポート読んでいただきましてありがとうございます。まず、このSWOT分析なんですけれども、これレポートにもたしか書いてあると思いますし、ここでも発言したと思いますが、私なりの分析だというふうに断っていると思います。ですから、これは分母が多くなっていったって、客観的がふえればふえるほど、より正確な分析ができると思っております。これはあくまで私のやった分析ですので、正確に柴田町の現状分析ができているかどうかは、これは私も自信ありませんし、多分専門家が見れば違う分析になると思います。

ただ、私が考えていた範囲でこのSWOT分析をやると、こういう形になりますという前提でお話ししたつもりですので、違いますか。そういうふうに私は言ったつもりですが。

○議長（高橋たい子君） 再反問ありますか。町長。

○町長（滝口 茂君） それは十分承知しておりますので、その分析した時点と今回東北観光復興交付金、できる範囲で皆行かれて、この秋本議員が問題点とした点について、秋本議員どうだったのかという秋本議員の分析を聞きたいというのが先ほどの趣旨でしたので、よろしく願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。秋本議員。

○7番（秋本好則君） 私なりに分析、分析したらいけないんだな。私なりに経験した範囲から私なりの考えをじゃあ述べさせていただきたいと思います。

私は日にちはちょっと忘れたんですけども、連絡橋を通りまして、下のほうの広場で演奏されている話も確認しましたし、三の丸のほうに戻ってきて全体を眺めたこともあります。そのときに言われたのは、桜の連絡橋の下で、私の友人がギターを弾いて演奏しているんですね。それで、すごくいい歌だったんですが、その後ろのほうで応援団が太鼓を叩いてやるというのがちょっとアンバランスを感じたんですよ。それを全体的に統一するマネージする人がどうだったのかなということは私はその場で感じました。

それと、三の丸のほうに戻ってきたときに、本当に人が少なかったんですね。それで、その終わった後、何日ごろだったかちょっと忘れたんですけども、あそこで買ったものに対して食あたりを起こしたのか、すごい腹痛を起こして医者に行ったという人から直接訴えられたことがあります。どうなのかなという形で非常に不審に思ったことはあります。ですから、全体的なマネージというのを誰か統一して行う人がこれから出てくれば、よりよいお祭りになるのかなとは感じております。そういうふうな私の考えでした。

○議長（高橋たい子君） 再反問ございますか。どうぞ。

○町長（滝口 茂君） まだまだ秋本議員からしますと問題点があるようですので、今後も改善していくために投資をさせていただいてよろしいかということだけお伺いして終わりたいと思います。（「ちょっと聞き漏らした」の声あり）

今の分析によれば、まだまだ不十分な点がございましたので、これからも改善のために努力をさせていただく、そのときには投資をさせていただいてよろしいかお伺いして終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○7番（秋本好則君） 方向づけは私は正しいと思っているんです。ただ、そのときに全体のマネージする、先ほど言いましたけれども、そういったこともこれから含まれていって、いろんな人の意見を聞いて進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに反問ありますか。

秋本好則君、次の質疑をどうぞ。（「終わります」の声あり）

質問ありませんかということでございました。

これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時45分再開いたします。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） **再開いたします。**

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱1項を質問いたします。

どうなる介護予防・日常生活支援総合事業。

総務省の人口推計による総人口が2008年をピークに減少する一方で、内閣府の平成28年版高齢社会白書によれば、2015年10月現在の65歳以上の高齢者人口は3,392万人で、高齢化率は26.7%となり、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、2035年に33.4%になるとされています。

加齢に伴い、有病率、要介護率、認知症が増加することが懸念されています。一方で世帯数はふえています。当然1世帯当たりの人員は減少しており、単独世帯、夫婦のみ、ひとり親子などの小規模世帯が増加していることとなります。

国勢調査による本町の総人口も、平成17年（2005年）の3万9,809人をピークに減少し、平成27年（2015年）には3万9,525人となっています。

いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者になる2025年を見据え、国は「地域包括ケアシステムの構想」を打ち出しました。地域包括ケアとは、「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」とされています。

2017年4月から本町では「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」がスタートしました。新しく始まった総合事業について伺います。

- 1) 要支援1・2の方に対して以前のサービスと変わった点がありますか。
- 2) 多様なサービスとはどのようなものですか。
- 3) 生活支援コーディネーターが配置されましたが、その役割はどのようなものですか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員、第1点どうなる介護予防・日常生活支援総合事業でございます。3点ほどございました。随時お答えいたします。

本年の4月から、要支援1・2の介護予防訪問サービスと介護予防通所サービスの2つのサービスを、保険給付から地域支援事業の新しい総合事業として実施しております。新しい総合事業に移行しても、サービス内容とサービス単価は同じで、利用者にはこれまでと同様に利用していただいております。現在の利用人数については、更新時において介護予防サービスが新しい総合事業に切りかわっていくので、利用者は21人となっています。

今後、生活援助を中心としたサービスは、介護福祉士等の資格者でなくてもサービス提供ができることから、移行したサービスの人的基準を緩和し、新しい生活支援サービスとする予定です。

2点目、多様なサービスですが、4月から地域支援事業に移行した訪問・通所サービスのほか、今後、清掃や食事の世話などの生活援助が主となるサービスを人員的基準等を緩和した生

活支援サービスとして新設します。

また、各行政区で実施している高齢者対策の「高齢者の見守り」や「いこいの日」などが実施されておりますが、このようなミニデイサービスなどは、地域が行う高齢者への生活支援サービスを実施主体への補助事業として実施します。

さらに、作業療法士や理学療法士の指導のもと、在宅にて生活機能の改善を短期集中で行う委託サービスなどを想定しています。

多様なサービスについては、生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターが地域資源の調査を実施しておりますので、この調査を踏まえ、高齢者が生活の中で困っていることを身近な地域の方々による生活支援サービスとして提供できるよう進めてまいります。

3点目、生活支援コーディネーターの役割ですが、町では、平成27年度において生活支援体制整備事業に着手し、4名の方に生活支援コーディネーターの委嘱を行いました。あわせてコーディネーター養成研修等を受講していただいたところです。

しかしながら、試験的に進めてまいりました生活支援体制整備事業を直営で推進することが現体制では困難であることから、委託事業として実施することが適切と判断し、今年度から社会福祉協議会に委託し事業を実施しているところでございます。

生活支援コーディネーターは、多様なサービスを構築していくため、地域資源や人材の発掘、地域によって違う数多くの課題を解決するための地域間のネットワークの構築、さらには、地域における住民主体の支え合い活動を推進することが主な役割となっております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） これまでも何人かの議員の方が総合事業について質問されていて、答弁の中で要支援1・2の方に対しては、今までどおりのサービスをするということは伺っておりました。本町で新総合事業が始まって半年たとうとしておりますので、再度確認の意味で質問したいと思います。

新しい総合事業では、要支援1・2が介護保険から外されたということで、不安の声を耳にします。行き場がなくなるのではないかとということですがけれども、現在要支援の方とその家族はもちろんですけれども、高齢になるときょう元気な人もあしたはどうなるかわからないという思いがあります。

2025年問題が取り沙汰されておまして、介護にかかわる費用の削減ということで、次々と改正が打ち出されております。これから先どうなっていくんだろうという、制度が悪くなるこ

とはあってもよくなることはないんじゃないかという漠然とした不安を抱えている方が多くおられて、あすは我が身という思いで、皆さん自分の問題として捉えておられるようでございます。町の事業になったということは、初めに確認しておきたいんですけども、町の裁量次第でよくも悪くもなるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この新しい日常生活支援総合事業、これをどのように実施するかによって、やはりそのやり方、それから実施とか、PR、連携というふうな全体については、やはりやりようによってだと思えます。ですから、やはり保険者が責任を持ってこの新しい総合事業に着手するということが責任があるものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 一部の自治体では、もう既に始まっているところでは、現行サービスと言いながら、単価の切り下げなどを行っているところもかなりあるようですけれども、本町ではどうでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 先ほど申しあげました要支援1・2の方が保険給付費から地域支援の日常生活事業に移ったのは、同じものをまず移行全部しております。内容、サービス単価は一緒でございます。

ただ、今後事業を進めていく上では、この移したサービスは生活援助サービスがメインであるということから、資格者がわざわざ身体介助が必要ないものですから、普通に掃除とか、そういう方をわざわざ介護資格を持っている方がしなくてもよろしいのではないだろうかということで、これについては人的基準を緩和した新たなサービスの設計をしたということで、単価が切り下げられたというふうな形の言葉を使っているんだと思うんです。

ですから、サービスとしては違うものであります。あくまで今までと同じように介護福祉士等がサービスを提供しているものについては同じ単価で供給をしていきますし、それを人的基準を緩和したサービスとして生活援助サービスをしたものについて、別サービスとして提供しているというふうにご認識をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） その別サービスの内容と単価は有資格者のものと何%ぐらいの報酬の違いがあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） これについては、具体的に何割カットというふうな形については、町のほうはまだ新しい人的基準の緩和について設計をしておりませんので、今申し上げることはできませんが、近隣市町村と全国的な流れからいけば、1割から3割というふうなのが、その中においてそのサービスのちょっと内容とか、時間の配分も違いますので、差が出ているのが現状です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 資格のない人たちに支援を頼んで、一番心配されることは、今資格を持っている方たちの仕事というか、足を引っ張ることになるんじゃないか、報酬の面でもそうですよね。現にこの何年かで撤退した事業所が幾つかあると思うんですけれども、やっぱり働く人が足りないので撤退ということもよくあるようです。

何で働く人が足りないかというと、やっぱり3Kの仕事でありながら、報酬が低いということが原因になっているわけで、有資格者であってもそういう状況がある中で、果たして資格のない人、資格がないということで単価を切り下げて、資格のある人もない人も一緒にまた待遇が悪くなっていくんじゃないか。また、事業所のほうで利益がとれないということで、閉鎖とか撤退とかということにもなっていくんじゃないかという、それが心配なんですけれども、いかが思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず一つは、有資格者と無資格者というふうなところの部分で、同一事業所の中において身体サービスを行う資格者、それから生活援助サービスを行う方というふうに分けてしっかり雇用体系がとればいいのかと思います。なかなか難しいことだと思いますが、今後そういったところで事業所のほうと協議をしながら、先ほど言った人的基準を緩和したサービス単価を決めていきたいというふうの一つ考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 今のところは現状どおりのサービスということでしたけれども、これから高齢者がふえるにつれて介護に要する金額が上がっていくわけですよ。国では上限額というのを設けていて、後期高齢者のパーセンテージがそのまま介護のほうの金額に移行していくということなんですけれども、柴田町の場合は何年後かにはやっぱり予算をオーバーするということになるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、この新しい総合事業の予算の上限枠というものについては、

現行のサービス提供をしています実績額に対して、後期高齢者の人口の伸び率を掛けたものが限度額というふうな形になっていきます。

ただ、初年度においては前年度実績額がございませんので、そのところについては、国の基準額の算定基準に基づきまして算定された額というふうな形になります。

現在、去年まで介護給付費の中の介護予防給付費で支給していました訪問と通所、それからケアマネジメントを足しますと、柴田町の場合約7,000万円を超えている金額になっております。それから算定された金額でことしが一応移行の半分、半分の年になりますので、5,900万円が本年度の上限額というふうな数字が出ております。それに後期高齢者の伸び率をかけていって毎年それが上限額となるわけなんです、いずれやはり先ほど言った新しいいろんな形の日常生活の事業を組み入れていけば、必ずオーバーはします。

ですから、やり過ぎることはできないんですが、そこで財源をどのように見出すかというのが、先ほど言った人的緩和をした事業にいち早く移行して、そこから財源を見出すというふうな形が、今国のほうで考えている給付の抑制というふうな形のものになっているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 現在、現行サービスをする事業所、通所型と訪問型何カ所ぐらいあるんでしょうか。それぞれお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現行サービスの町内事業所ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）現在、町内のほうに訪問のサービスをしているところについては現在5カ所、それから通所サービスについては12カ所の事業所がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） これから無資格の人たちも順次緩和、サービスのほうに入ってくるということですが、研修についてなんですけれども、民間の事業所に働いている人についても町のほうで研修とかはするわけでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 人的緩和をした新しいサービスという形になりますので、町が主体的に研修会を開いて介護の質を維持するという形で考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 厚生労働省は、旧3級ヘルパー研修の50時間程度の研修を想定ということなんです、資料によりますと、50時間研修受けているところは、自治体は余りないように

聞いていますが、柴田町の場合はいかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今出ました50時間の研修というのが、今までのヘルパー2級に相当する方の半分の時間という形で、新しくそういった地域支援サービスに携わる方、またはそういった形で自宅で介護をする場合において、こういったところに気をつけないといけないかというふうな形で、サービス提供する側ではなくて、自分の家族に介護をする上での研修というふうな形のものになっておりますので、そういったところでは、この事業について新しく活用ができるのであれば、町のほうとしてもこの研修を受けた形で進められればと思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） その場合、人の確保はどのように考えていますか。募集した人員確保できるという考えで進めているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この事業については、本日のお昼に私のところの手元にデータとしてこの事業の内容がされました。新聞のほうにシルバー新聞というやつから入ってきたものですから、詳細のほうについては、私のほうで確認した、その記事の内容なので、今後どのような形で募集できるのか、それについては事業所のほうとの協議をしながら進められればと考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） じゃあ、もう一度確認ですけれども、訪問型のサービスも通所型のサービスも利用者は今までと同じサービスを受けられるということでもいいんですね。訪問型のほうは、生活支援のほうは緩和型を入るとしても、町のほうではしっかり研修を受けさせると。今までと差のない支援を受けられるということでもいいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） そのサービスについては、やはり人的基準の緩和型が中心になろうと思います。これまでと同じものについては、過渡期においてはずっと同じようにサービスの提供は、今までと同じようにサービス事業所のほうでしていただきます。

ただ、それを続けていけば、ほかの日常生活総合支援事業の新しいサービスに取り組むことが財源上難しい状況になりますので、そこではやはり人的基準を緩和したサービスに移行した形で進めていくという形になろうかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 任意事業について3とおりにあるようですけれども、介護給付費適正化事業、それから家族介護支援事業、その他の事業とありまして、それは今までとそのまま移行のように町で配付した資料には載っているんですけれども、その中身について説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在町のほうでは任意事業という形で進めているものについて、介護保険の適正化事業に着手しておったり、それから生活保護受給者の認知症共同生活の入所に対する居住費の援助、それから成年後見人制度、そういった形の事業に取り組んでいて、このままその事業内容については継続していく予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 生活支援サービスの件なんですけれども、コーディネーター、先ほど4人ということでしたが、1層、2層、3層と制度上は分かれているようなんですけれども、それぞれその4人の方ほどのような関係にあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ただいま27年度において4名の方をこちらのほうからコーディネーターとして任命して研修を受けていただきました。先ほど町長の答弁で申し上げたとおり、今年度から委託という形にかえさせていただきまして、第1層のコーディネーターについては1名、それから第2層の中学校単位のコーディネーターという形で3名の方を任命しているところでございます。

コーディネーターの役割といった形については、第1層の方々については、町全体の地域支援サービスの資源の発掘、ネットワークの構築、制度の推進というふうな形で、全てにおいて担当するという形になります。さらに中学校区を担当します第2層のコーディネーターにつきましては、その地域にあってサービスの今度実質的な推進、実施のためのほうの部分を中心にというふうな形で、若干第1層では全体を見て、それから第2層のほうは中学校のほうでサービスを実質的に提供できる体制の推進という形のものの視点で動いていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 3層という方は今のところは必要ないというか、探してもいないということなんですか。1層、2層の方が確保できれば回していけるというお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 3層のほうは、実際にサービスの提供になってからというふうな形で今のところは考えております。3層のコーディネーターについては、実質的には今のケアマネジメントをしております方に近い状況で、地域にあってケアマネジメントをしていただくのを第3層のコーディネーターというふうな形でおりますので、今後地域ごとにいろんな形の地域サービスが出てくると思いますので、その中において任命して活動していただきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） コーディネーターの方が資源の発掘をされているようで、あちらこちら回っていらっしゃるというのは聞いていましたけれども、これからどのような形にしていくというお考えでしょうか、発掘された資源。資源がどういうものかの説明と、どのようにこの事業の中に組み込まれていくのかお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今年度において委託をしまして、現在、地域のいろんな形の資源、介護保険にかかわらず、地域のいろんな資源について、今行政区に対してアンケート調査をいたしまして、その回答をいただいたところでございます。

今取りまとめをしているところでございますので、その中において、特に今回介護保険に係る地域の生活支援という形のサービスについて、地域でおもしろいことをやっていたり、またはこれが全体的に広まればいいと思われる事業について、今後制度設計をして、補助事業のつとめて、それが全体に広がることができるか検討しながら、制度確立をしてサービスにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 資源の中身がちょっとよくわかりにくいんですけども、補助事業にしていくということは、町で補助金を出して運営できるような形をつくっていくということでしょうか。NPOのような形にしていくということなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ちょっと勇み足だったと思います。今後のサービスの提供、日常生活支援の総合事業のサービスの供給のあり方については、今までの保険、先ほど言った人的緩和基準のように、保険給付と同じような形で提供されるもの、それから、事業所やNPO団体とか法人に委託してサービスを提供する場合、それから地域の方々に補助金としてやっていた

だく事業という形で進めるもの、そういった形で形態についてはおのおのばらばらに適切に合わせた、その地域に合わせた形の資金というふうな形で財政的な動きになるかと思しますので、その中で言う地域のサービスについては、委託ということよりは補助という形で進めたほうがいいだろうということで、地域サービスについては補助の形をとって進めていきたいということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 今の件なんですけれども、今行政区でいろいろ、行政区自身がやっているのもあれば、個人的にサークルをつくって地域の高齢者と一緒に食事をしたり、体操したりというグループとたくさんあると思うんですけれども、その中で補助できる部分はしていけるかもしれないという程度ですかね。動き出さないとわからないということでもよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議員のおっしゃるとおりです。今後制度設計の中で適切な形というふうになろうかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 去年、おととしから早目に始まった自治体では、何か試行錯誤しながらいろいろなやり方を模索しているようにいろいろ読んでみると思えるんですけれども、柴田町もまず始まったばかりということで、これからどんなふうな形になっていくのか半分楽しみでもあり、半分ちょっと心配というところもあります。

それで、よその自治体のほうを見てみますと、いろいろな形ありますね。1つは卒業促進型というのがあります。和光市や桑名市がやっているような集中的に支援をばっとしていって、要介護になった人を要支援にする、要支援から自立にする、自立からボランティアができる状態までいったという例もありまして、何か安倍首相が感激して和光市に見学に行ったとかという話も聞きましたけれども。和光市の場合は9.4%ですか、要介護率。びっくりするような数字なんです。

柴田町のほうは14%台で、14%台というと、和光市のある茨城県と同じで、全国は18%超していますので、柴田町はやっぱりダンベルを進めるとか、ランチ会やったり、いろいろ努力を何年も前からされていますので、その成果があつての数字なのかなとは思いますが、和光市の場合は異常に低いと思うんですね。

私もちょっと本を読んでみたんですけれども、読んだだけではわからない。何でそういう驚異的な数字が出てきたのかなと思います。もしかしたら、外には見えない部分もありまし

て、資料を読む限りではいいことしか書いてないので、実際はどうなのかなという思いはありまして、数字が少なければ少ないほどいいとは思わないんですけども、柴田町は14%という数字をどのぐらいまで持っていきたいと考えていますでしょうか。これは上がる予想なのか、下げたいということなのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認定率の14%、これは全国の18%から見れば4%も低いと。和光市というのは特別な市でございますので、あそこはもう全町挙げてと、小さい市という言い方は悪いんですが、行政目線がかなり狭いので、そういった形ではやりやすいというふうなことがあるのかと思います。この認定率が徐々に12%ぐらいから今徐々に徐々に町のほうは上がっているところですよ。

ですから、これは上がらないようにまずすると。14%で大体推移をさせるようにまず目標としていきたい。それ以上については、下げる。先ほど議員の言ったとおり、下げるというのはなかなか難しい問題だと思うんです。ですから、これ以上の認定率を上げないように今後事業をやっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 柴田町はいろいろな運動をやっていて、それが数字としてあらわれていると思いますが、和光市の場合は平成15年からいろいろな活動をしていたということで、やっぱりそういうものがもう早目に将来を見越して動いていたということが成果として出ているのかなと思います。

柴田町の場合は卒業ということをどういうふうに考えていますか。要介護状態から脱して、通常の生活に行く。それともその和光市で目指しているようなところを目指すのか。それとも、現行相当サービスでやっていくのが高齢者本人にとっていいのか。その辺は私がどうかと、どっちがいいと思っているかは別として、町としてはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） できれば卒業していただければ最高のことだと思います。また、それを目指すのも一つのあり方だと思いますが、さすがに要支援の早い段階のうちであれば、新しい事業の中の短期集中型とかという形で、身体的な衰えに対して運動、それから栄養改善というふうな形で卒業することはできるかと思いますが、さすがに介護認定を受けてから卒業は難しいと思います。そうした場合には、やはり重度化防止になるのかと思いますので、そういったところを含めて介護認定のその数字にとらわれなくて、重度化防止を含めて進めていくと

というのが大事だと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） では、認知症の施策の推進事業について、現在の進みぐあいとこれからどのようにしていくのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 第6期計画期間内において認知症対策というふうな形で今進められております。まずは、認知症のかかりつけ医というふうな形の方がおります。それから、地域の認知症の先生を去年依頼しまして同意を得ておりますので、今後、認知症担当の職員の研修を受けまして、短期集中型支援チームが活動できるように今進めているところでございます。認知症のサポート医でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 初期対応の必要な認知症の人を加えると、2025年には2,000万人を超るとかということで、本当にびっくりしてしまいますが、介護心中とか、介護殺人なんかも認知症絡みの場合が多いようで、やっぱり早期の対応が必要なのかなと思います。今回チェックリストができて、チェックリストは専門家がチェックするということが柴田町の場合はなっていると思うんですが、ちょっとその辺確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回制度が変わりまして、認定を受けなくても介護サービスの中の、先ほど言った総合事業のサービスが受けられるようになります。その中において、ただ単純に高齢者全員サービスを受けるわけにはいきませんので、議員がおっしゃったチェックリストに基づいてやります。それについては、基本的には包括支援センターを窓口としまして、そちらのほうでチェックリストにおいて該当した方を対象者として事業のサービスが受けられるように進めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） チェックリストを誰がチェックするかというのは、結構重要な問題だと思うんですね。単に役場の受付の窓口の人が受け取ってするとか、項目書いてありますので、素人でも、自分でも簡単にチェックはできるんですね。でも、その中を読み取るのはやっぱり専門的な知識を持った人でないといけないんじゃないかなと思っております。

特に、認知症の関係ですが、認知症の場合は専門医に見せないとなかなか認知症かどうかの判定は難しいと言われておりますので、認知症の場合は、ぜひチェックリストよりも介護認定の

ほうを受けるようにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 先ほどのチェックリストについては、項目に該当するというふうな形でサービスが受けられるというところがございますので、それについては簡単な判定で普通にやれば誰でもできるというところがあって、自分の中で気をつけていただくという形もありますので、そういったところで、そのチェック項目に引っかかったらこういうことを気をつけましょうというふうなことはできると思います。

ただ、認知症のほうについては、やはり認知症として判断するのはお医者さんしかできないと思います。ですから、役場側のほうの受付や包括支援センターの職員が認知症かもしれない、認知症の疑いがあるというふうに思ったときについては、ご家族にまず認知症というふうな形じゃなく、まずお医者さんのほうに行ってちょっとご相談をしてください。

そういった形で、現在町内に5人の認知症の研修医がいますので、その方を紹介したりできると思います。また、直接は先ほど言ったサポート医のほうにという形で、明らかに認知症があるというふうに見られる方については、そちらのほうをご家族にご紹介することができると思いますので、職員が判断するということは一切ないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○12番（森 淑子君） 柴田町の場合は、社会福祉協議会の仕事ぶりを見ても、地域包括支援センターのほうを見ても、しっかりご本人の立場に立っているいろいろやっつけているなというのを常日ごろから感じているので、これからもうまく回っていくのかなとは思うんですけども、最後に、町に対して要望したいことがあります。これまでの答弁を聞いていて安心した部分もあるんですけども、新総合事業の利用者には卒業の押しつけはしないでいただきたいということが一つです。

それからもう一つは、現行相当サービスを継続していただきたいと。縮小や単価の切り下げはやめていただきたいなと思うんです。それは、今事業所の数が減っておりまして、閉鎖を検討しているところもあると聞いています。それこそ1カ所閉まるたびに高齢者の人は、あら、これからどうなっちゃうんだらうって心配なわけです。介護施設に働く人たちも誇りを持って、自信を持って、やる気を持って働くことができるようにきちんとした報酬を支払える環境をつくっておいていただきたいということです。

それからもう一つ、サービスの提供に必要な総合事業費はきちんと確保していただきたいと

ということです。経費を減らすために緩和ということ入ってくると思いますけれども、必要に応じて一般会計からの繰り出しも考えておいていただきたいと思います。何年後になるか、2年か3年先になるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

それから、いろんなボランティアのサークルありますけれども、このサークルは助け合いのグループに入るわけですが、これかわりに受け皿のような形にはしたくないと。単なる受け皿。今ボランティアをしている人たちはほとんど高齢の人たちです。60代、70代で、先ほど言いました、あしたどうなるかわからない人たちが今一生懸命頑張っています。いろんなところで食事のサービスしたり、体操したり、お話し合いをしたりしていますので、あんまり過剰な期待は持たないでいただきたいなと思います。元気なお母さんたち見ているとすごく安心しちゃうんですけれども、安心していただけではもう10年後どうにもならなくなると思いますので、今後のことを考えてやっていただきたいと思います。それから、住民団体に必要な経費がかかれば、会場費も自分たちで払っているところもありますので、その補助も考慮に入れていただきたいと思います。

以上、要望いたします。

○議長（高橋たい子君） 要望でよろしいですか。（「はい、要望です」の声あり）

これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱2問質問させていただきます。

1 問目、船岡西二丁目の雇用促進住宅下の住宅の雨水排水対策について。

船岡西二丁目ではここ数年で雨水対策事業が進み、排水が大幅に改善されてきている。

道路冠水が完全になくなったわけではないが、これまで一番被害の出ていた地域の住宅の床下、床上浸水は現在まで発生していません。しかし、雨水の上流に当たる雇用促進住宅の下にある住宅では、雇用促進住宅敷地から流出した土砂により排水路が埋まり、雨水が停滞し住宅に流れ込んだり、また、雇用促進住宅からおりてくる町道より低い位置にある住宅に、大雨時には雨水が勢いよく流れ込んでくる状態になっており、床上、床下浸水とはまた別の住宅への雨水被害が起こっている。町としての対策について伺います。

1) 大雨時の現地の状況についての確認は。

2) 雇用促進住宅の敷地境界ののり面の管理はどこで行っているか。

大綱2問目、役場職員の勤務について。

役場職員がメンタルの問題などで休職したり、治療を受けているという話をよく耳にします。メンタルの問題は職場内の人間関係、人事評価などの勤務評定など、さまざまな要因があると思いますが、現在の役場職員の残業、勤務評定など労働条件と職員のメンタル管理の現状について伺います。

- 1) 現在役場内で鬱や自律神経失調症などでカウンセリング、治療を受けている職員は。
- 2) カウンセリング、治療を受けている職員がそこまで至る原因をどのように考えているか。
- 3) 職員の労働時間、残業などはどうなっているか。
- 4) 人事評価制度の運用はどうなっているか。

以上お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、大綱2点ございました。

雨水排水対策でございます。2点ございます。

現地確認、船岡西二丁目地区を含め、大雨時の町内全域的な現地調査は、低地部の冠水状況確認、雨水排水ポンプ設置箇所の稼働状況確認、過去に大雨による被害が発生した場所の状況確認、河川の水位及び状況確認など重点的に調査しています。また、地元住民や行政区長などから寄せられた情報の確認などもあわせて行っております。

ご質問のある船岡西二丁目の雇用促進住宅の下側の住宅については、雇用促進住宅側からくる雨水が下側住宅へ流ることがないように、側溝の排水先を山側に変えるなどの対策を行っております。さらに、雇用促進住宅へ向かう山側を通る町道船岡33号線の舗装補修工事を行い、道路に集まる雨水が宅地側に流れ出ることがないように、舗装によるアスカーブを新しくするなど対策を施し、工事は7月31日に完了いたしました。

工事の際は、道路区間に面している住宅にお住まいの方々から要望や意見を伺い、住民の声が反映された仕上がりとなっております。しかしながら、長年の心配や不安はすぐには解消されないのか、7月に雨が降った際、何度か不安を訴える連絡がありました。しかし、工事を終えてからは住宅への道路排水や雇用促進住宅側からの雨水の流出は確認されませんでした。

今後、大雨の際は宅地への影響がないか注意深く見守ってまいりたいと考えております。

2点目、敷地境界ののり面については、町所有の土地であるため、年2回草刈りの維持管理を行っております。

大綱2点目、職員の勤務について4点ほどございました。

1点目、現在、鬱病や自律神経失調症など、精神系疾病で病気休暇を取得している職員は1名となっております。病気休暇の職員がスムーズに職場復帰できるように、産業医との面談を初め、主治医や産業医の助言を参考に、本人や所属の上司と相談しながら、復帰に係るプログラムを作成するなど支援を行っております。

2点目、精神系疾病の原因については、ストレスや体の病気、環境の変化などさまざまな要因が重なり、過度のストレスが大きいときに発病するものと一般的には言われております。町では、職員との面談を繰り返す中で、本人の意見を聞いておりますが、これだという特定の原因はわかっておりません。

3点目、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、1週間の職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分となっております。また、1日の勤務時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くことになっており、昼休み時間に充てています。

時間外勤務については、平成17年5月に「超過勤務の縮減に関する指針について」を発出し、各課・所・局の長は、職員に対し1日4時間、1カ月40時間、1年300時間をそれぞれ目標として、これを超えて超過勤務をさせないように努めることとしております。平成28年度に月40時間を超えた職員は52人、1年間で最も多い時間外は425時間となっております。

なお、平成28年度の職員1人当たりの時間外勤務は、平均で年間85.4時間、月7.1時間となっております。

4点目の人事評価の運用ですが、平成16年度から能力評価による人事評価を実施しております。平成28年度から人事評価制度の本格的導入に伴い「能力評価」に「業績評価」を加えて実施しております。いずれの評価も一次評価と二次評価で行います。

「能力評価」は、職務への取り組み姿勢や態度などを評価し、「業績評価」は、職員がみずから定める業績目標の難易度や達成度を評価します。この人事評価は、勤勉手当の成績率に反映させています。

また、業務目標の設定や取り組み状況、目標の達成度などは、評価者と被評価者が直接話し合い確認することで、認識の共有化を図っており、これまで以上に組織内のコミュニケーションの機会にもなっております。

人事評価は、みずからの強みや弱みを把握して、自発的な能力開発を促す人材育成につなげております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 大綱1問目については、少し私のほうの情報が古かった点もあったと思ひまして、その後の状況の確認の中では、確かに今町長のご答弁にあったとおり、アスカーブ等の改善がなされていました。その中で、ただ、町長のご答弁の中にこれもあったんですが、長年の被害があった経過から、まだ何かあるんじゃないかというような不安の声もあるというのは事実ですので、その部分も含めて私自身も気をつけて見守って、そして当該地域の住民の声をよく聞きながら、町に対して伝えていきたいなというふうに思っていますし、ここ何回かの短時間ではありますが、激しい雨のときに私も行ってみましたが、住宅に流れ込むというふうにはなっていなかったと見えていましたので、その分は今後検証されていくのかなというふうに思います。その点で、声に応じてやっていただいたことについて感謝したいというふうに思います。ありがとうございます。

それから、今後の中では、のり面の話、それからこの排水路の土砂が流れ込んでくる話というのは、当該家屋、当該の住民の方の認識と町の認識との違いもあったので、その辺はすり合わせをしていただいて、例えばどこからどこまでが境界で、どこからどこまでが町の責任になるのかということも含めて、きちっと確認をした上でやっていただければなというふうに思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この雇用促進住宅、雇用促進事業団のスペースとそれから、雇用促進住宅に貸している駐車場、あるいは下の住宅につながるのり面、側溝までが実は町の土地だということで、本人たちもどうもどこまでが境界というのが明らかに明確にわかっているかという、いや、そうでもない部分があって、桜の木なんか植えたり、松の木なんかも植えたりしている状況もあります。改めて私たちも雨降るたびにこの現場には行くようにしているんですが、状況確認など、それから、そういった敷地の関係についてもよく説明をしていきたいと思ひますし、この地区ばかりではなくて若干お話を聞いてやるとか、そういったこまめな対応も必要なんだろうというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうですね、その見守りだけでなく、職員の方の仕事がふえるというの

はあるんですが、毎回ではなくてもいいので、たまに声をかけて現状を聞いてあげることが、当該地域の住民の不安の解消にもつながるのではないかと。その意味では、私自身もその点で現地に足を運んで都度声を聞いてくるというのには、自分自身もやりたいと思っていますので、その辺はお互いに協力し合いながらできればなというふうに思っているところです。

大分状態が改善されていますので、この第1問目についてはこのあたりにします。

2問目の役場職員の勤務についての質問です。

現状ですと、今治療を受けておられる方は1名というふうに聞いたので、以前に聞いたときよりは人数が減っているなというふうに思っているんですが、その点で現状は、例えば定期的に、定期的にとというか、休んだり出てきたりを繰り返しているような人がいない状態で、現在治療を受けている人が1名という状態まで改善されてきているのかどうかということを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 現在休暇をとっている職員が1名なんですが、たまたま先日お会いしたときに、非常に回復をして、本人は復帰したいという状況があったようです。ただ、主治医の指導もあって、もう1カ月休んで、家庭でということの話があって休んでいる職員が1名です。あと出たり、休んだりという状況は、それぞれ担当課では少なからず、それが心的なものなのか、それは家庭の都合なのか、自分の事情なのかということについては、なかなか把握の難しいところかなというふうには思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） その点で、メンタルの問題で職場の環境、それから状況を役場として完全に把握するというのには限界があると思いますので、その部分については、職場の周り環境なども整えるという方向性でしか対策を打つことはできないのかなということと、もしそういう状態になったときのフォロー体制という点では、産業医の方にも頼ってというふうなことと、あとは復帰プログラムなんていうふうなお話もありましたが、その産業医のドクターのかかわり方と、それからこのプログラムについてはどういうものなのかということもお聞かせ願いたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 平成28年度からストレスチェックを導入するというので、産業医を置くことにしました。産業医のかかわりとすれば、ストレスチェックだけじゃなくて、一般健康診断、ドックの結果とか、35歳以下であれば一般健康診断あるんですけども、その健康

診断結果も見てもらって、気になるところ、例えばちょっと若干血圧が高目とか、いろんな脂肪の関係とか、いろんな項目があると思うんですけれども、気になったところについては個別の相談を受けるように、産業医が声かけるような体制は整えています。

それから、プログラムとこれ連動してくるんですけれども、主治医から職場に復帰大丈夫ですというお墨つきをいただいて復帰をするわけなんですけれども、その復帰に当たって産業医の面談をしていただいています。その産業医のかかわりとすれば、主治医が復帰していいということです、産業医がそこでだめだという話ではないんですけれども、就業制限のようなところのアドバイスをいただいています。

例えば時間外勤務をさせない、それから休日出勤をさせないほうがいいのではないか。主治医によってはもう復帰していいですよ。ただ、当面2週間程度は半日勤務が望ましいんじゃないですかという診断書が上がってきます。それを産業医が見ていただいて、本人との面談も当然するんですけれども、そこで就業制限というところのアドバイスをいただいて、その後プログラムの中で本人と最初に話をします。

産業医からこういったアドバイスがありました。本人の職場への戻り方、一番いい方法どうでしょうかねという、半日勤務なので、午前中出て午後帰る、午前中休んで午後出る、中間4時間働く、いろんな働き方があるので、そこは本人の意向を踏まえてプログラムを作成してすんなりと職場に戻れる、通常業務に戻れるような体制をとります。そのプログラムについては、当然所属長にも同様の話をします。それから、本人の希望していることも所属長に伝えて、受け入れる側もそれを認識した上で仕事に向かってもらうということになります。

なお、産業医のその面談を受けた際に、2週間に1回程度面談したほうがいいですねということであれば、本人と産業医の面談をしていただくと。終わった後に産業医からまたいろんな制限とかあれば、総務課のほうに働きかけがありますので、改めて本人と相談をする、また所属長にということで繰り返していくという、今体制になっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） その際、そのプログラムというのは、ケース・バイ・ケースで、その人それぞれのプログラムがあるということですよ。はい、わかりました。

実際に疾病というか、メンタルの面で罹患してしまった方々の対策については、そのような形ということが理解できましたが、じゃあ、その前段階に至らないように仕事上のストレス、あるいは肉体上の負担、そういったものも含めれば、例えば時間外労働などの管理というの必要なんです、現状で、先ほど町長のご答弁の中で時間外労働の実態というのはお話があり

ましたけれども、特に多い時間外労働というのはどういうものなのか。

以前にも同じような質問をすると、議会の前というのはみんな時間外労働も含めて忙しくなるんだというのは言われたので、そこを除いて、通常業務の中で忙しい仕事になっている現状があるというのはどこだというふうに認識されておられるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 議会の前を除いてということなんですけれども、議会の前、課長連中は幾ら残っても、この人たちはついていませんので、まずご理解をいただきたいというふうに思っています。

実はどの課が多いのかということで、当然これ毎年集計をするんですけれども、平成28年度で見れば満遍なく、いろんなことがあると思うんですね。簡単に申し上げれば、福祉給付金の話が突然出てきたり、それからふるさと納税で年末にかなりの納税があつて、その対応に追われたり、それから地方創生でも同じですけれども、いついつまでに期限がきて出しなさいということがあったり、それから、当然税務課であれば申告期間になれば急激に時間外がふえてしまうとか、そういったことがあるんですね。なので、選挙とか、大きな災害ということを割り引いてちょっと見てみたんですけれども、各課にいろいろあるということでした。

なかなかちょっと答えになっていないかもしれないんですけれども、満遍なく、やっぱり国の制度とか、どんどん変わってきますので、それに対応していかなくてはならないということ。私たちが若いときとの大きな違いは、今ITが普及しているのです、例えば来週でいいですよとか、次の20日後でいいですよという電話連絡では今ないので、メールが入って今すぐとか、そういった対応が多いということも原因なのかなというふうには思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、例えば私が議員になってから、何度か同じような問題聞いているんですが、年々時間外の中身が変わってきているというのは私も実感しています。特に、最近話題で聞いていた、今総務課長もお答えになっていた地方創生関連で、補助の申請が公示されていついつまでやらなくちゃならない、しかもがんじがらめの条件つきというような申請事業が多かったというふうに思います。

その辺もあつたし、あとは前からあるのは、例えば税務課の徴収事業だったり、社会福祉制度では毎年目まぐるしく制度変更があつて、それに対応するための職員の方々の準備や勉強の量も大変だったなというふうに思います。その部分では、必要な部分というか、対応するためにやむを得ずやっているという面も大きいのかなというふうに思います。

現状でそれを管理できていない、あるいはそれがあからだめだというふうに言うことはできないと私も思っていますので、ただ、その管理の仕方、例えば仕事の割り振り、それから時間外に残っている職員の方々にいつまでやるのかなどという上司の声かけとか、そういうことも一つ緩和策としては、決定打にはなりません、あるというふうには思うんですが、そういうことも含めた時間外を解消する上での対策というのは、今のところどのようなことをされているでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 今広沢議員がおっしゃってくれたとおりだと思います。各課で時間外が多いというのは、所属長は全てわかっています。そうしたときには、自分の課の中で事業の割り振り、見直しも当然出てきますし、どうしてもその人でないとできないこともあるので、そのときには励ましながら、そこを乗り切るという方法しか今のところないのかなというふうに思います。

ただ、これまでと国の考え方が変わって、いろんな財政構造改革ということの名のもとに職員数を減らしなさいということで減らしてきています。一方では、今社会需要が物すごくふえてきていますので、非常勤職員が、きょうの白内議員とも連動してしまうんですけども、一方で人を減らして、一方で仕事がふえているという状況を考えれば、やっぱり正規職員の適正配置、これは定員適正化計画を参考にしながら、やっぱり期間中だからその数字でいいということではなくて、その期間中であっても見直す姿勢も一方では必要なのかなというふうに今ちょっと思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 定員適正化計画にかかわっては、依存財源の地方交付税なんかの算定の際に、地方財政計画の中で毎年のように自治体職員をもう減らしたという前提で予算を設定するということがあって、強制的に定員適正化計画を進めさせようという、その国の意図も出ているので、そこはもうかなり苦労している点だなというの理解しています。

ただ、そういう中で、今現状で見ても職員の皆さん頑張っているというふうに思うんですが、その中で、じゃあ職員の皆さんが正しく評価されているかどうかということが一つ大きな問題になるというふうに私は思ったんです。その意味で、平成16年から導入されている人事評価制度、この部分について、運用については2段階の評価というようなことで出されていましたが、そういう部分で言うと、この人事評価制度の評価については、勤勉手当の成績率などにも反映されるということなんです、実際に人事評価による勤勉手当というか、その評価が

実際に待遇にあらわれてくるというのは、どういうふうな段階を経て出てくるのか。それと、実際にどういう付加の仕方になっているのかということを知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 待遇にどうあらわれるかということについて、ちょっと難しいんですけれども、今回人事評価そのものについては、人材育成ということですので、基本的には6カ月単位で評価をします。なので、勤勉手当は期末手当のときいただきますので、6月と12月に支給されますので、6カ月単位で評価することになるんですけれども、決して欠点を見つけるということではなくて、その6カ月間の取り組みの中で、ああ若干ここが足りなかったねというところを見つけるのが本来の趣旨です。

そこの足りなかったところが改善されれば、職員としては標準になる。そこで頑張りが出た者については評価の対象、上に上がっていくわけなんですけれども、5段階評価を実はします。

「特に優秀」から「良好でない」という表現をするんですけれども、「良好でない」というのは、強制措置という人事院の規則の中でも出てきますけれども、ここに該当することは特別な刑事事件とか、いろんなことがない限りはここに落ちることはありませんので、一般的には多分「やや良好でない」「良好」「優秀」「特に優秀」の多分4段階の割り振りになろうかと思いますが、良好と言われる中間的なところに多分8割相当、全てそこに集まるんだと思います。

「特に優秀」「優秀」の部分については、今のところ25%ということで、職員にお示しをして評価をしましたがけれども、6月の実績を見ると、15%ぐらいにとどまっていますので、おおむねが、多くが「良好」のところ、残りは「良好」のところというふうになります。

基本的には、特に町長の考え方ですけれども、下げるといふことの評価を当然考えないという、考えないというよりは、よかったところをよく見て評価するというので、今取り組んでいます。

能力評価と業績評価という2つの評価をするんです。能力評価も主任主査以下だと9区分の45項目で評価をするんです。ちょっとこまごまは申し上げませんが、主幹以上になりますと、12区分で60項目評価するんですね。まず自分ができたかどうかをつけていただいて、一次評価者、班長以下であれば班長が一次評価、私が二次評価。私であれば、副町長、町長というふうに常に評価をします。その評価も一方的な評価ではないです。業績評価も同じです。

例えばこの半年後に、私はこういう住民説明のためにこういったアドバイスマニュアルをつくりますという、例えばそういう目標を立てて6カ月間取り組んでいただきます。その目標が

課内に、例えば総務課であれば総務課長が考えている目標に照らした目標になっているのかというのを班長と一般職員が話をすることからスタートします。いずれにしても、点数つけたときには、私はこうこう、こういうことでこの点数にしましたということを本人に伝えます。本人は私はここ頑張ったというか、主張をします。そのときに話し合いで、じゃあ認めればその評価になりますし、一次評価者のほうが正しいと思えば被評価者のほうがわかりましたということの理解をした上で納得をした上で二次評価になります。二次評価も同じように、つけたものについては一次評価者に伝えます。一次評価者から本人に伝えていきますので、過去にあった人事評価とは違って、その評価していることそのものを両者が理解をして進めているというところが大きな違いです。

過去は評価したものについては、総務課に行けば自分の評価はいつでも見れました。そういう関係だったんですけれども、今は評価したものについて評価者と被評価者が常に話をするという場を平成28年度本格導入から取り入れていますので、本人も評価される側も理解をしながら評価を受けているという認識をしています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） その最初導入時の人事評価制度を聞いたときとは様相が変わっているというのは、私も今聞いて知りました。その意味では、職場の中で、例えば上司の評価を気にして仕事をしなければならないという状況は少しは改善されているのかなと。当然自分自身が積極的にモチベーション持って目標を設定して、それに向かって自分自身のスキルをアップすると同時に業績も積み重ねていくというような状況があれば、一つ職員の向上心にも火がつくきっかけにもなるのかなというふうには思っています。

ただ、その点で、絶対的な評価として、やっぱり成績率に反映されるという点では、実際に勤勉手当に反映されるのはどういう割合で、どういう形で、「優秀」「特に優秀」は25%というのを目安にしているけれども、今回は15%だったというふうなお話でしたけれども、その上乗せされる部分、あるいは減額される部分というのは、どういう割合でされていくのかということをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） なかなかわかりにくい、ただ、資料がないところではわかりにくいと思うんですけれども、いずれ規則の中にその割合をうたっています。「特に優秀」であれば、100分の105ですから、1.05上乗せになるという、上乗せではないですね。「良好」の段階で、中間段階で100分の82というふうに表示しています。「良好」ですね。「優秀」については100分

の93.5、「特に優秀」については100分の105。ちなみに「やや良好でない」については100分の75。「良好でない」という、これはあり得ないと思いますけれども、100分の70.5というような区分で、これ規則に示してあるんですけれども、これいづれも人事院のほうで勧告が出ます。そのときに、国の基準が一応示されます。

柴田町はその中で、人事院でもこの幅を持たせているんですね。例えば「優秀」であれば幾らから幾らという幅があるんですけれども、その中の数字を使って柴田町は採用しているんですけれども、先ほど「特に優秀」が25じゃなくて、「特に優秀」と「優秀」と言われるところを25%ぐらいピックアップしたいということにするんですけれども、評価の点数が達しなければ、当然25%に届きません。25%を超えることも当然ありません。

ですから、今回は25%でなくて15%くらいの内輪の数字におさまったというのは、つけられた点数がそこに到達していないという、評価の基準を超えて次のランクに上がっていないということです。なかなかご理解しにくいと思うんですけれども、よろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、例えば5段階の評価になるといいますが、例えば「特に優秀」「優秀」「良好」というのが何名というような枠があるというわけではないんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 入力そのものは機械的に数字をはじき出して、当然各課の点数が出た後に、今度課長たちが基準点がさまざまです。例えば私が総務課3人に全部3をつければ、私の平均点は3になります。私が総務課3人に全部4をつければ平均点が4になります。そういうことで、課長の当然仕事のぐあいも違うし、課長の目線も違うんですけれども、基本的にはこの「良好」と言われる3点基準がベースですよというのは、これ説明会で言っているんですけれども、なかなかそのところは必ずしもそうでないところもありますので、難しいんですけれども、まず各課の順位が出てきます。当然各課一人一人の点数が出てきます。それを全部並べかえます。

そうすると、今度課長たちの差が出てきます、平均点の。それで、乖離差ということで、総体平均点を出して乖離差を求めるんですね。ということは、簡単に言うと、平均3点持っている私の3点と、例えば極端ですけれども、平均2点を持っている3点の人がいますよね。同じ3点なんですけれども、同一ですかと見たときに、3点つける課長がつける3点と2点つける課長が3点ということで、その片や一方は1.0の乖離があります。

そちらのほうの順位としては上に上がってくるというような形で、全て並べかえをして順位

を決めて、機械的に「優秀」「特に優秀」の部類が出てきますし、機械的に3.5、4点というのが出てきます。それを並べかえをして、全体を見て、最終的には町長をトップに最後の会議の中で、その区分で、その人でいいのかということを確認した上で行うようにしているのが人事評価です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、相対評価と、それから実際にどういう分布になるのかというのは相対的に決まるというのは大体理解できましたが、その部分で私が注目したいというふうに思うのは、勤務成績が良好な職員というところで考えた場合、一番最大多数になる層だというふうに思うんですが、その部分で、例えば人事評価制度の成績率の問題で、今回は100分の82となっているんですが、私以前見たときに、たしか100分の85だったんじゃないかなという記憶があるんですが、この100分の82というのは以前からそうだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 先ほどちょっと触れたんですけども、人事院のほうでちょっと示す数字がありまして、勤勉手当に係る成績率ということで、今ちょっと私手元に持っているのは平成29年6月期以降についてはこのようにしなさいという数字が出ています。その中を見ますと、「良好」ということで、今85という数字もありましたけれども、これ平成28年12月期には87という表示が出ていますので、当然これ毎年数字的には動いていきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、職員の給与に関する条例の中で、第19条、勤勉手当にかかわるところで、基準となる数字として私はこれかなと思っていたんですけども、第19条第2項の第1号、ここでは100分の85、第2号では再任用職員にかかわるところで100分の40という数字が出ているんですが、これとの関係というのはどうなるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 人事院のこの資料によれば、予算月数というのが出てきますので、ここに出ている数字を掛ければ全体予算が定まると。当然勤務評定においてもその予算月数で算定した総額の予算の範囲内という縛りがありますので、国の指針なんかを見ても、先ほどの「良好」段階から「特に優秀」「優秀」と言われるその2段階については25%程度、下についてはもう10%ぐらいになると思うんですけども、多分そういう割り振りをしたときに予算月数で定めた全体予算の中におさまるといふ計算数字になっているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

- 13番（広沢 真君） じゃあ、その条例に出ている数字というのは標準というわけではないんですか。算定するときの。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤秀典君） 勤勉手当を支給するときには、人事評価をして成績率を反映しなさいということになりますので、その予算月数と言われる標準的な数字に見られるようなものがあるんですけども、それは当然ベースにはなるかと思うんですけども、規則のほうで改めてうたうんですね。規則のほうでうたった額にしますよというふうに条例でなっていますので、先ほど言った「特に優秀」から「良好でない」という5段階があるんですけども、5段階については規則の改正をして規則の中に今の、先ほど私言った、例えば100分の82とか、100分の93.5、100分の105というものの数字をうたい込んで、それで執行していくということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） そうすると、現行の基準になったのはいつからですか。当然規則ですから、議決案件に入っていないので、その時系列で追うというのも施行日を見るとわかるというふうになるかもしれませんが、現行の基準になったのはいつからですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤秀典君） 済みません、現行の基準という基準は何を指したらいいのでしょうか。
- 13番（広沢 真君） 例えば100分の82、100分の93.5、100分の105というような上乘せ、あるいは減額の率というふうになったのはいつからですか。先ほどだと変動があるというお話でしたので。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤秀典君） 私昨年から総務課に来ましたけれども、当然6月期のときは前年から当然引き継いでできます。12月期に向けては人事院勧告された後にちょっと見にくいんですが、この勤勉手当に係る成績率と常に入ってきますので、これらを参考にしていくので、これがいつから来ていると言われると、ちょっと今お答えはできません。いいですか。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 13番（広沢 真君） 人事院の数字というよりは、そうすると、総務課長が今そのお役目についたときにはもうこの数字だったということなんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） これ毎年当然人事院勧告なされまして、成績率というのは改めて出てきますので、これさかのぼることはちょっと今お答えできませんけれども、これ以前からこのような形で流れてきているはずですよ。その上で、先ほど言った率、今回5段階、過去においては4段階とかというのもあったかもしれませんが、いずれ流れてくるものを参考にしながら新たに規則にうたい込んで、それで執行するという形です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、その支給上乘せ、減額の基準というのもこれからも変動するということにはなるわけですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 昨年、ことしを見ている限りにおいては若干のこの動きはあるのではないかというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） その人事院勧告というのは、あくまで技術的助言だったと思いますが、前々から今の人事院勧告というのは、そもそも最初の始まりは、公務労働者の賃金が民間労働者よりも低かったのを是正するために人事院勧告というのは行われたのが、今その役割を終えて、むしろ公務労働者の賃金を引き下げる役割しか果たしてないということが労働組合などからは批判されているわけですけども、その部分も含めて勧告をどれだけ実施するのかということについては考える必要があると私は常々言っているんですが、それと同時に、この勤勉手当の成績率の数字というか、上乘せ減額率をいじるということは、例えばもし仮に今回よりも減額だというような人事院勧告の勧告がきた場合、それに従って下げたとしますよね。そうすると、例えば一番人数の多い「良好」な職員が、例えば人事院勧告が傾向として100分の80にしなさいというような勧告がきた場合に、それをそのまま受け入れるとすれば、その職員自体がこれまで特に瑕疵なく、過失なく仕事を進めていても、勤勉手当に関する評価が下がってしまうということにつながるのではないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 人事院勧告に従う必要ないということなんですけれども、やっぱり柴田町としては一つのよりどころということで、これまでやってきていますので、そのようにしていきたいところは変わりはないんです。この評価についても、たしか課長会議でも私説明していると思うんですけども、予算月数なので、この予算総額を超えて当然頑張ったからもっと上げたいといっても上げられないという話もしているんです。それは多分職員のほうにも

伝わっていると思いますので、理解はしているのではないかというふうには思っています。

ただ、今下がったらどうするという、「良好」の部分なんですけれども、それをもって私の仕事の質が下がるのかなとか、やる気がなくなるなどというようなことについては、多分柴田町の中には、職員の中にはないのではないかというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうですね、その上乘せ、減額の割合からしても、実際の金額からすればそんな大きなものではないというふうに思います。

ただ、その点では相対評価な部分があって、基準が変わるたびに特に仕事の実績や能力に変化がなくても上がるんだったら喜ばしいんでしょうけれども、でも下がるんだとしたら、やっぱりこれは、しっかり見てみれば職員の皆さんも思うところあるんじゃないかなというふうに思うんです。その部分について、例えばこの部分で当然人事院勧告の勧告がきて、それを職員の皆さんに周知するという経過はあると思うんですが、それはどういう形でやられていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 人事評価をするときに、今回人事評価ではこういった項目でやります、こうなりますということを伝えながらやるんですね。当然評価のパーセントも示しながらやるということになります。当然これこうしなさいということで示されているものではないんですけれども、当然国家公務員も含めて評価をしなさいという、これはやっぱり一つの働き方だと思えますよね。頑張れば頑張ったなりの評価があるということですので、ただ、一方で、一番中心にある「良好」と言われるところの数字が下がってしまったら、それは違うんじゃないのと言われるかもしれないんですけれども、ただ、勧告では給与のマイナスもあるわけですからね。これまで実施もしてきていますからね。職員は多分そういった痛みも受けながら、私初めなかなか疑問を持たないで、ああ、そういうものだと思え入れてきょうまできているんだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 微妙な答えなんですけど、ただ、その部分で言えば実際の職員のことを考えると、通常どおり、これまでどおり仕事をしている、あるいはこれまで以上に仕事をやったという実感があるという状況の中で、しかし、客観的に基準が下げられてしまうというのは、これはモチベーションを下げる原因になりかねないと思います。

あと、問題で言えば、実際にこの人事評価の面接の中で伝わっているといっても、これやり

とりしているだけでも、聞いている皆さん、うんと思っているところがあると思うんですけども、わかりづらい部分もかなりあるので、その部分も含めてきちとした周知が必要だというのと、それから、ぜひ私総務課長にお話ししたいのは、こういうものだと思わないでくださいということなんですよ。

実際に何の瑕疵もなく仕事をしてきて、しかし下げられるというのは、当然柴田町の役場には残念ながら労働組合ないので問題にはならないですが、労働組合あったら大問題になっているところだと思うんです。金額の多少ではなく実際の職員の働きの評価にもかかわってきますので、その部分も含めて、よりどころというふうにはおっしゃっていますが、ただ実際に職員の不利益になるということ言えば、そこに対して盾になる、防波堤になるということは必要だというふうに思うんですが、今後の考え方についていかがでしょうか。ちょっと難しいご答弁ですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 初めに、職員の不利益にならないよということのアドバイスをいただきましたので、非常にありがたいし、私たちもやっぱりそのようにしていきたいということはあるんですが、なかなか制度の導入をしてきて、もう平成16年から評価をしてきて、多分19年ぐらいからですね、能力評価でそれぞれ評価をして頑張りを認めてきたということですので、これをしない限りは頑張りが認められないということになってしまいますので、これまで同様にこの制度を生かしながら頑張りを認めていくと。

一方で、広沢議員に心配していただいたように、去年はよかったけれども、ことしは同じことをしたのよということになるんですけども、そのところはもう少し勉強させてほしいというふうに思います。去年はよくてことしはということじゃなくて、職員も1年、1年、半年、半年期間を切って一つ一つの仕事を完結して、また次の仕事ということになるので、去年とことしも全て同じという感覚で仕事はしていませんので、そののところもご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 職員の不利益にならないよということについては、例えば平成16年度から運用してきて、実際には制度の基本にも据わっている人事評価制度を今やめるべきだというふうにするつもりはありません。その点では私最初導入のときには反対していました。なぜ反対していたかというのは、要するにやっぱり評価にかかわっては、人が人を評価するという点で、お互いに納得がいけるもの、要するに上司が評価をする、部下がそれを受けるという形の

中で、新たな人間関係でストレスが生まれる。例えば前段で話題にしていたメンタルの問題なんかもふえるのではないかということ懸念した上で反対をしていたわけですが、その意味で、その懸念が克服されたとは私は思っていないけれども、ただ、努力はされているというふうには思っています。

ただ、その点で、その機械的な制度の運用によって、機械的な運用というのは、先ほど来言っている人事院勧告が出たからそのまま出して、職員の基準が特に大きな理由もなく変わってしまうというようなことがあると、やはり実際それに職員の皆さんが気づいてくれば一番いいんですが、気づいていない場合もあるのではないかと私は思っています。その意味で、そのことも含めて今後の対応は、機械的な対応で職員に不利益をもたらさないよう留意をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋たい子君） これにて、13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、11番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） 11番安部俊三です。大綱1問質問いたします。

柴田小学校の統廃合を検討すべき時期ではないか。

柴田町立柴田小学校は、現在の児童数が合計で51人であり、2・3年生合計では13人です。学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が顕在化することが懸念されます。

平成27年1月27日、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」の通知が出てから2年7カ月経過しました。都道府県等の教育長及び知事宛ての事務次官通知で、全国の教育委員会が小中学校の統廃合を進める際の指針となるものです。昨今の我が国の著しい少子化問題をフォローする、学校現場に対する60年ぶりの基準改定でした。

通知及び手引を解釈すると、1. 小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校は、統廃合の適否を「速やかに検討する必要がある」と明記。特に、1学年1学級を維持できない小中学校については、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」と指摘しています。事実上の統廃合の促進をうたったものとなっています。

通知文は冒頭で、「学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます」と記しています。

この通知では、集団の中で切磋琢磨することの大切さと、社会性育成の機能の重要性が特に強調されています。

2. この手引では、通学範囲の条件も緩和し、より遠方の学校と統廃合しやすくしています。60年前の手引等で示した通学範囲は、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内でしたが、新たな手引はこの距離と並行し、「おおむね1時間以内」という目安を設けています。スクールバスなどでの通学を想定し、広範囲で統廃合できる可能性を示しています。

3. 一方で、小規模校を存続させる場合の対応策も盛り込んでいます。地理的な事情や地域コミュニティの核として学校を残す選択も「尊重される必要がある」としています。

しかし、この通知の基本的な視座が、統廃合の促進にあることは否定できないことです。すなわち、60年ぶりに新たな指針を出さなければならないほど、我が国の少子化と学校統廃合の課題は逼迫してきたということです。

以上のことを踏まえ、柴田小学校の児童の教育がどうあったらよいかを柴田町全体の課題と捉え、本格的に検討すべき時期にきている必要性を強く感じ、次のことについて伺います。

1) 文部科学省から平成27年1月27日に出された通知を、柴田町教育委員会はどう受けとめ、今日に至っているのでしょうか。

2) 現在の柴田小学校の現状をどう捉えていますか。また、今後、槻木小学校との統合を選択肢の一つとして、さまざまな観点から検討する考えはありますか。

3) 柴田小学校区のより一層の発展のため、この際、小学校の統廃合を行い、学校跡を地域の活性化につながる施設に活用したほうがよいという考えをどう思いますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安部俊三議員の大綱1問、柴田小学校の統廃合の検討についてお答えします。

1 点目、文部科学省の平成27年1月の通知についてです。

文部科学省が策定した「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」については、市町村が学校統合の適否やその進め方、あるいは小規模校を存続する場合の充実策などについて検討する際のガイドラインとしての認識は変わっておりません。

学校規模の適正化や適正配置の検討は、さまざまな要素が絡んでくることにはなりますが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて、検討を進めていく際に活用してま

います。

また、手引では、学校が地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場などさまざまな機能をあわせ持つなど、地域事情により小規模校を存続させることが必要であるとの市町村の判断も尊重されるとしております。

今後の少子化に対応した学校づくりについては、児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者、地域住民と共通認識を図りながら、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

2点目、3点目は関連がありますので、一括してお答えします。

柴田小学校の現状については、平成29年8月現在の児童数は51名で、クラスは6クラスとなっております。本年度は2学年と3学年が合わせて13名で、複式学級となる基準の16名以下となるため、複式学級となるところでありますが、宮城県の学級編制弾力化により教員1名を加配していただき、複式学級が解消されているところです。

柴田小学校では、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握することができること、個別指導によりきめ細やかな指導が可能であること、また学年の縦割り活動による異年齢交流の実施など、小規模校のメリットを生かした教育が行われ、また地域住民や保護者が学校運営に非常に協力的であり、地域に見守られている学校でもあります。

今後の見通しとしましては、児童数は40人前後で推移し、平成30年度からは複式学級が複数となり、複式学級での学級編制となる見込みです。柴田町教育委員会としましては、柴田小学校が地域のコミュニティの核としての性格を有すること、また保護者・地域住民からきめ細やかな教育への評価が高く、柴田小学校の存続の声が大きいことなどから、当面は1学年1クラスの小規模校として存続させていく考えであります。

そのため、平成30年度からの複式学級解消のため、町費負担の教職員を採用する必要があることから、「少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例案」を9月会議に提案したところです。

今後も柴田小学校の児童数の推移を見守り、学校の声や子どもの声、保護者の声に耳を傾け、地域住民の理解と協力を得ながら、地域に応じた学校のあり方について検討を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） まず、1点目に関してですけれども、本町における総合教育会議や教育

委員会の会議で、統廃合に関することは今までどういうふうに協議されてきた経緯があるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 小中学校の統廃合に関してですが、総合教育会議においては、統廃合ということよりは柴田小学校の複式学級の解消ということでの話が出ております。また、定例教育委員会においても、柴田小学校の学級編制等の話が出まして、やはりことしの定例教育委員会でも複式学級が平成30年から2クラスになってしまうということでの統廃合に関してではなく、複式学級解消ということでの話が会議では出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 近隣市町で統廃合が行われておりますが、地域性を加味されてのことは思われますが、教育委員会としてどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 近隣市町で小中学校の統廃合が行われたという例で言いますと、平成23年4月に村田町のほうで4つの小学校を統合して1つの小学校にしております。それから、平成24年ですが、丸森町のほうで4つの中学校を統合して1つの中学校ということで行われているようです。それから、直近で言いますと、今白石市のほうで小中学校の統合ということで、来年30年に向けて小学校の統合ということで検討されている状況となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 今のことに関連してですけれども、近隣ではどの程度の児童数で統廃合は行われたのか、例を挙げて数的なことがわかれば教えていただきたいと。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほど例を挙げましたまず村田町の小学校統合です。村田一小と三小と四小と五小ということで、この4つの小学校が統合されたんですが、その際、三小が小泉にある小学校ですが85名、四小、こちら菅生にある小学校が28名、五小、足立地区になりますが32名ということで、この3つの小学校が第一小学校に統合し村田小学校というふうに変わっております。

それから、丸森町の中学校の統合なんですが、こちらも丸館中というところが残る中学校として、そこに東中53名、それから西中33名、丸森東中、丸森西中、それから大内中が62名ということで、その3つの中学校が丸館中学校に統合されて丸森中学校ということになっております。

先ほど言った白石市なんです、来年30年の4月からということで小学校が統合ということで、白石第二小学校に斎川小学校が統合するという、斎川小学校のほうで21名ということになっているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、2点目に関してですけれども、答弁は2点目と3点目が一緒だったんですけれども、準備の都合上分かれて再質問したい。分けてです。

今後の柴田小学校の児童数の予測推移をどのように捉えているのでしょうか。先ほど答弁もちょっとあったんですけれども、ひとつ教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、就学時健診がありますので、来年4月に小学校に上がる児童の児童数が出ております。その表から言いますと、柴田小学校区、来年上がる児童生徒が5人、1年生になる子が5人、それから4歳、今現在で5歳なんです、年齢的に言うと5歳が5人、4歳の方が8人、3歳が6人、2歳が3人、1歳が11人、0歳が6人ということで、それぞれ年齢ごとに違うような状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 教育長の答弁にもありましたけれども、今議会の議案第10号だったんです、柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例が上程されていますが、このことは統廃合を考えず、当分現状のままでいくということと理解してよろしいのかどうか改めてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほど教育長が答弁いたしました、まず柴田小学校に関しては、本議会においても平成27年3月、それから27年6月、28年6月会議においてそれぞれ議員のほうから統廃合をどうするという事ではお話をいただいております。

その都度、やはりこの柴田小学校の現状、小規模校におけるメリット・デメリットありますが、そのデメリットと言われる部分、今柴田小学校においては無いということで、やはり人数的にはほかの市町で統廃合が行われている人数と変わらない人数ではあります、やはり柴田小学校の地域性、地域の中核ということになっている部分もありますので、今回統廃合ではなく、1学年1クラスということで存続を当面の間はさせるということでの、今回そのための教職員採用ということでの条例案の提案になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 次に、柴田町の公共施設等総合管理計画書の30ページだったと思いますけれども、町の基本方針にいくくりではあります、学校教育系施設として現在の施設を活用していきますと明記されておりますが、このことは統廃合を考えず、現状を維持していく方向と理解してよろしいのか。またそれとも個別管理計画がこれからつくられるわけですが、可能性として変更もあり得るというふうに理解してよろしいのか、その辺のことをちょっと伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 管理計画の中では当面今の現行の小中学校の数ということでの施設を整備していく、修繕等をしていくということで考えております。文部科学省のほうでも学校施設に関しては長寿命化ということで、今まで40年等になっていたものを70年とかということで、学校施設に関してこれから新規で学校をつくるというのはほとんどない状況でありますので、やはり今現状の建物を長寿命化をして使っていくという形になっておりますので、今回の計画の中でも、やはり今の現行の施設は、その大規模改造等を含め修繕をして長寿命化を図っていくということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） ちょっと調べてくればよかったですけれども、調べ忘れてきましたので、ちょっとお聞きします。平成28年度で柴田小学校の管理運営費はどのくらいの経費がかかっているのか教えていただければありがたいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） ちょっと決算ベースではなくて、平成29年度当初予算において柴田小学校の管理運営費ということであれば、1,134万円ほど柴田小学校の中で予算化されている状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 3点目に関してお聞きします。

基本的な考え方の確認をしたいと思いますが、このごろ余り聞くことはなくなりましたが、1つの中学校区を1つのコミュニティというくくりが言われてから久しくなります。現在もこの考え方は変わっていないと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 町では1小学校区1公民館1コミュニティとして整備してきました公民館、コミュニティセンター、農村環境改善センターを中学校区を単位として核となる

核館と地区館に再編成いたしました。これによりまして、地域づくりと生涯学習機会の充実を図ることとしておりまして、この考え方に関しては現在も変わっておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 昭和51年8月に富上分校が廃止され、槻木小学校に統合され現在に至っているという経緯があるんですけれども、このようなことを参考にすべきではないかと思えますけれども、この点はどう思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 槻木小学校が新しくなった際に、槻木小学校の分校であった富上分校が槻木小学校に子どもたちが通うようになったということかとは思いますが、その際、富上分校に関しては4年生まで分校にいて、5年から小学校のほうに通うという状況だったんですが、槻木小学校のほうに通うようになった時点で、今も続いておりますが、1年生から3年生までタクシー通学ということで、そういう学校統合にかかわって通学方法を変更したという部分では、この富上分校の統合という部分は、今でも子どもたちの通学方法を車、タクシーなんですけど、そういう部分では参考にはなるかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 地域の人たちは有識者による審議会と言ったらいいんでしょうか、などを組織して柴田小学校の統廃合を検討する考えは持ち合わせていないのでしょうかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、柴田小学校においては、まず統廃合というものに関して今は検討ということではなく、いかに複式学級を解消して1学年1クラスということで、この柴田小学校というものを学校運営をしていくかということで、今は検討しております。

地域の方ということで、今回柴田小学校のほうでは保護者、地域の行政区長なり、それからPTA、OBとか、そういう方が入った学校運営協議会という任意の組織を柴田小学校では立ち上げております。その中で、やはり今後とも柴田小学校をどうやっていくかということで、地域の方たち自身がその辺を考えている状況があります。

ですので、教育委員会としてはその地域の方たちのそういう会議等も参画し、今後とも柴田小学校のあり方というものは、今後も児童数の推移を見守りながら、検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 最後、要望です。現時点での児童数の予測推移を見ても、残念ながら柴田小学校の合計児童数は、平成34年度には37人と予想されていることなどを見ましても、よほどのことがなければ増に転ずる決定的なことではないのではないかと推察されます。これからの社会を担う児童の教育が本町ではどうあるべきかを最優先課題に位置づけ、そのあるべき姿を財政的なことも含め、多面的な角度から早期に手順を踏まえ、本格的に検討していただくよう要望し、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて11番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時45分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 5番 桜 場 政 行

署名議員 6番 吉 田 和 夫

